

【人口減少を抑制する戦略】 ・安定した雇用を創出し、子どもをみ育てやすい、新しい創造性と豊かな流れを創る。	基本目標	施策の基本的方向	「高松らしさ」と具体的な施策
	①創造性豊かで人間中心のまちを創る	(1)文化芸術の振興 (2)訪れたくなる観光・MICEの振興 (3)情報化戦略の推進 (4)移住・交流の推進 (5)地域を支える産業の振興と経済の活性化	
	②若者から選ばれるまちを創る	(1)大学等高等教育の充実 (2)定住の促進と交流人口の拡大 (3)就業環境の充実	
	③子どもを生み育てやすいまちを創る	(1)子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実 (2)男女共同参画の推進 (3)学校教育等の充実	
【人口減少社会に対応する戦略】 ・地域と連携し、健やかで心豊かに暮らし続ける	基本目標	施策の基本的方向	「高松らしさ」と具体的な施策
	④健やかで心豊かに暮らせるまちを創る	(1)支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成 (2)健康で元気に暮らせる環境づくり	
	⑤持続可能なまちを創る	(1)安全で安心して暮らせる社会環境の形成 (2)豊かな暮らしを支える生活環境の向上 (3)魅力ある都市空間の形成 (4)地域コミュニティの自立・活性化 (5)連携の推進 (6)健全で信頼される行財政運営の確立	

H27.7.28 版

イメージ

たかまつ人口ビジョン(仮称)

平成27年 月

高松市

はじめに

わが国の総人口は、平成 20（2008）年から減少局面に転じており、減少のスピードは、今後加速度的に進むことが予想されています。また、人口の構成では、少子化が進行しながら高齢化が急激に進行する状況にあります。人口減少が進み、少子高齢化が進行することにより、生産年齢人口が減少し、経済規模の縮小や社会保障費の増加など、さまざまな分野に深刻な影響を及ぼすことになります。

このような状況の中、政府は、地方の成長力を取り戻し、人口減少を克服するため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、平成 26（2014）年 12 月には、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、長期ビジョンを実現するための今後 5 か年の、目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、まち・ひと・しごとの創生に総合的に取り組む方針を示しています。

本市においても、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の考え方と、県の「かがわ人口ビジョン」を踏まえ、本市の人口の現状を分析し、人口に関する認識を市民と共有し、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「人口ビジョン」を策定します。

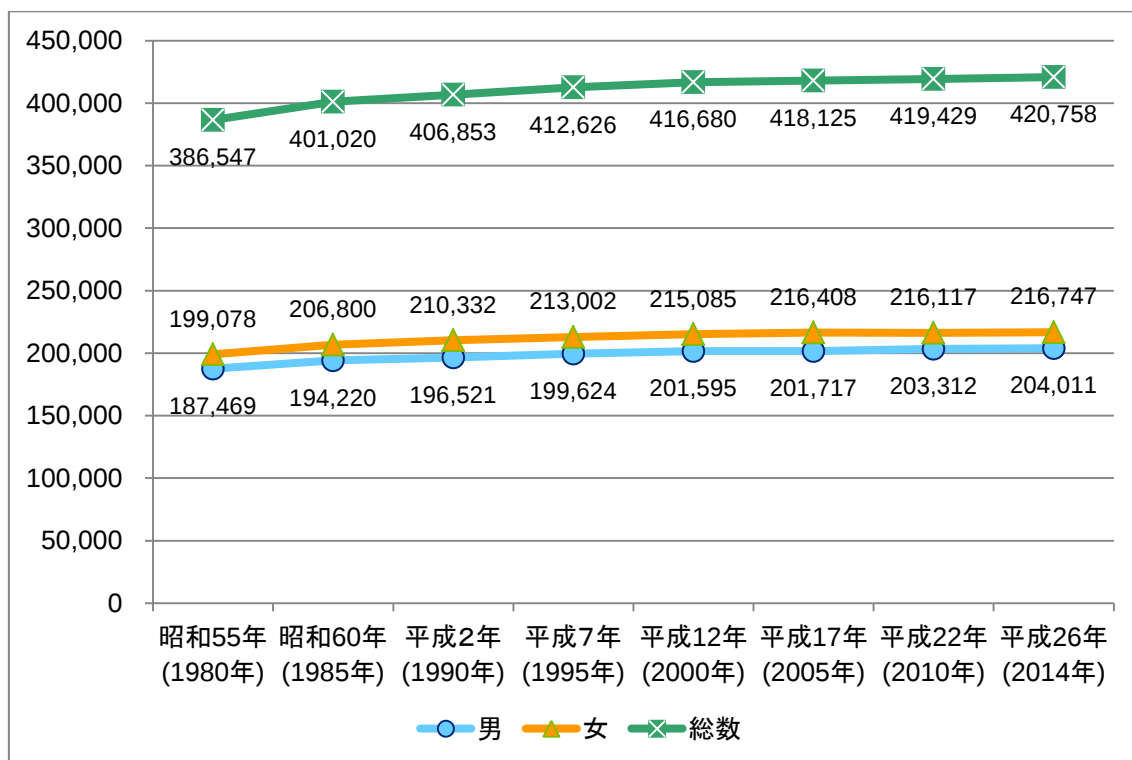
目次

1	高松市の人口の現状.....	1
(1)	人口の推移	1
(2)	人口の自然増減の推移	3
(3)	合計特出生率の推移	4
(4)	有配偶率の推移.....	5
(5)	人口の社会増減の推移	7
(6)	年齢階級別の人口移動の状況.....	8
(7)	年齢階級別・男女別の人口移動の状況	9
(8)	人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	11
(9)	産業別就業者数.....	12
2	高松市の人口の将来推計と分析	14
(1)	人口減少段階	14
①	全国の人口減少段階.....	14
②	高松市の人口減少段階	15
(2)	人口推計シミュレーション	16
(3)	人口の増減率推計（独自推計）	20
(4)	老年人口比率の長期推計	23
3	人口の変化が地域の将来に与える影響の分析.....	24
(1)	財政状況への影響.....	24
(2)	公共施設の維持管理への影響.....	24
4	高松市の人口の将来展望	25
(1)	市民の意識・希望.....	25
(2)	目指すべき将来の方向	26
①	現状と課題の整理.....	26
②	目指すべき将来の方向	27
(3)	人口の将来展望.....	28

1 高松市の人口の現状

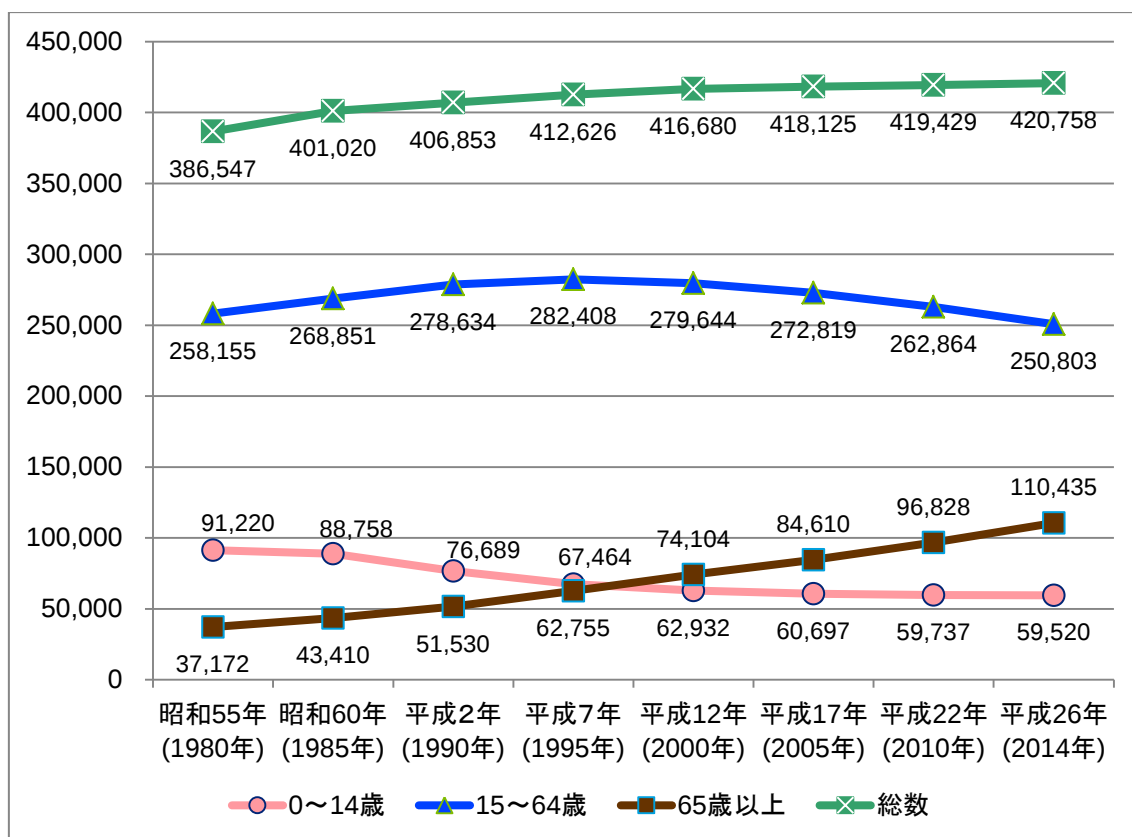
(1) 人口の推移

本市の人口は、平成 26 年現在では、増加傾向にあります。



なお、年齢区別の人口で見ると、生産年齢人口(15～64 歳)は、平成 7 年をピークに減少に転じています。

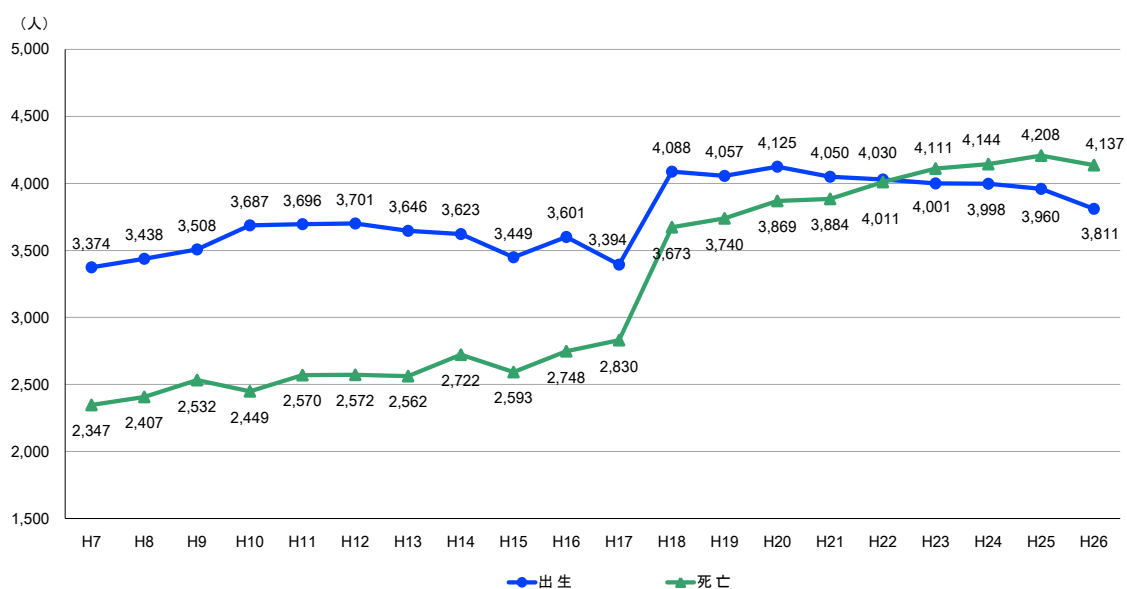
また、年少人口(0～14 歳)は、昭和 55 年以降、減少傾向にある一方で、老年人口(65 歳以上)は増加傾向にあり、平成 12 年以降は、老年人口が年少人口を上回る状況になっています。



(2) 人口の自然増減の推移

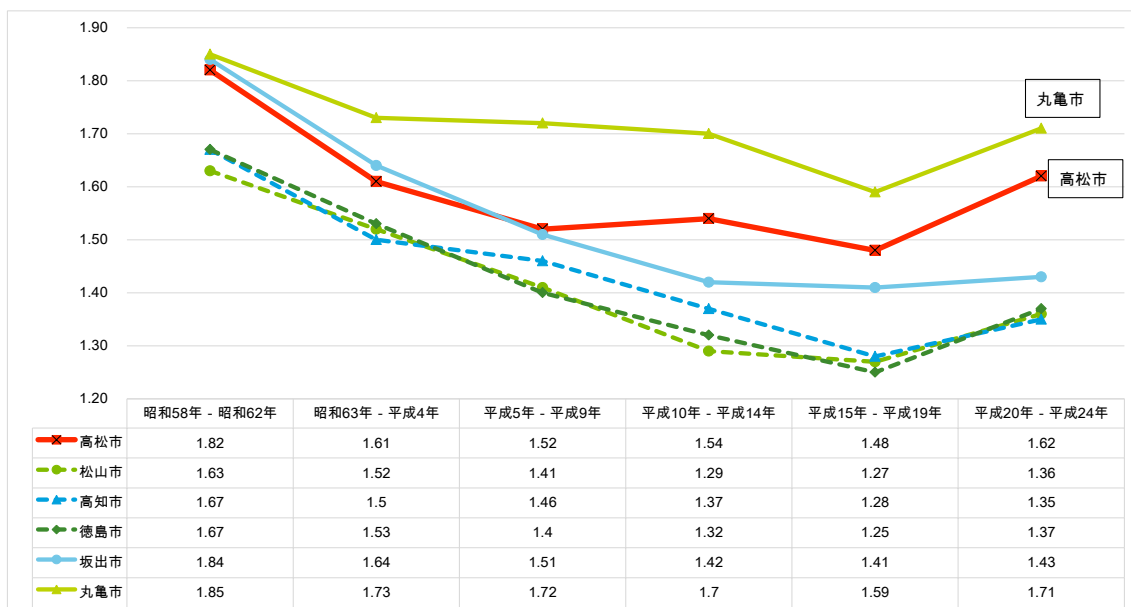
本市の人口の自然増減は、平成 18 年の合併後、出生数は減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあり、平成 23 年以降、死亡数が出生数を上回っています。

また、死亡数が増加傾向、出生数が減少傾向にあることから、「自然減」が拡大しています。



(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成15年～平成19年まで減少傾向にありましたが、その後、回復に転じ、平成20年～平成24年には1.62となっています。

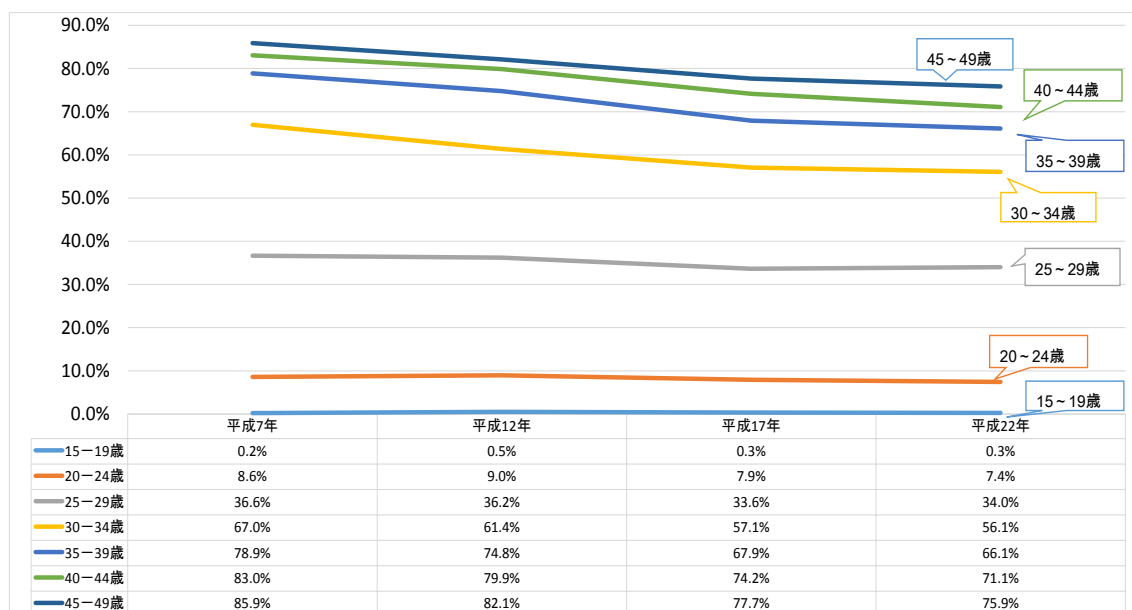
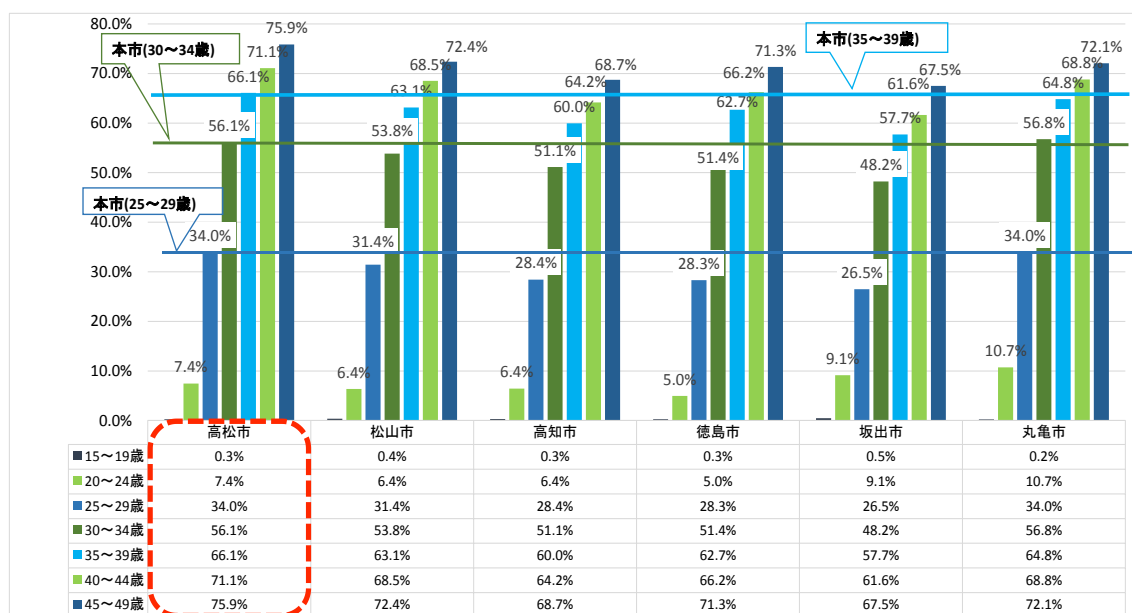


(4) 有配偶率の推移

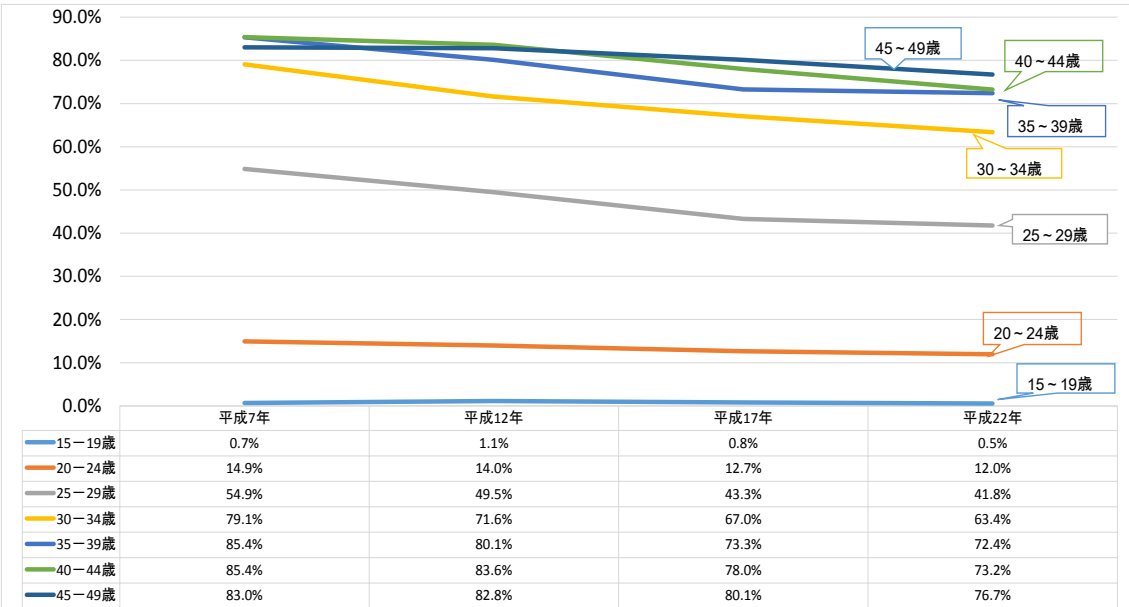
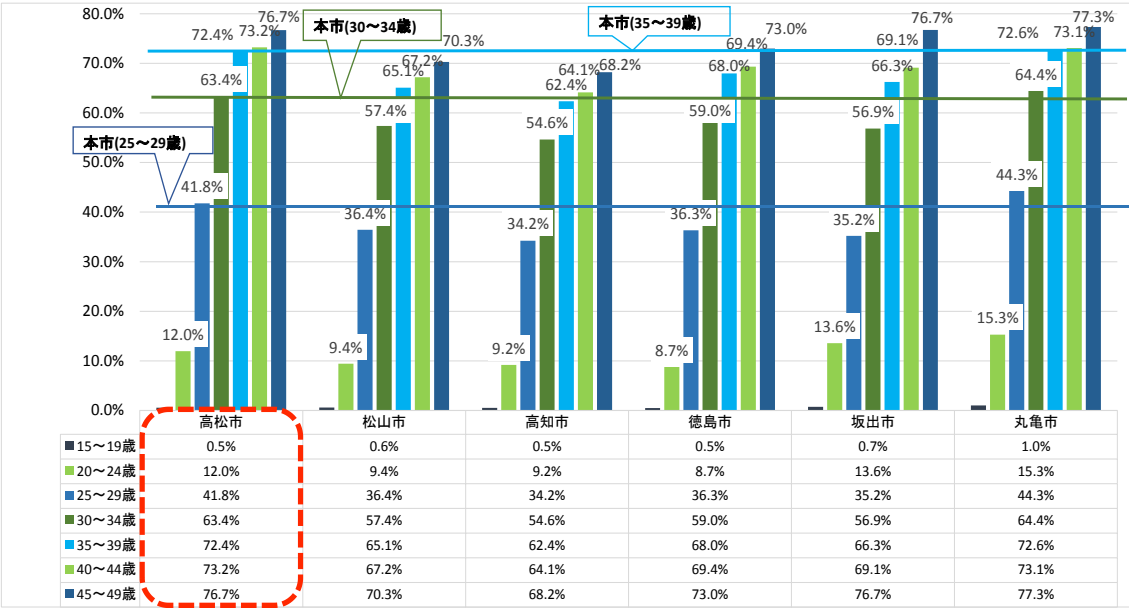
本市の男女の配偶者の状況は、男性が全体的に有配偶率が低くなっています。

また、他都市と比較し、男女とも、高い水準になっているものの、低下傾向にあります。

男性の有配偶率

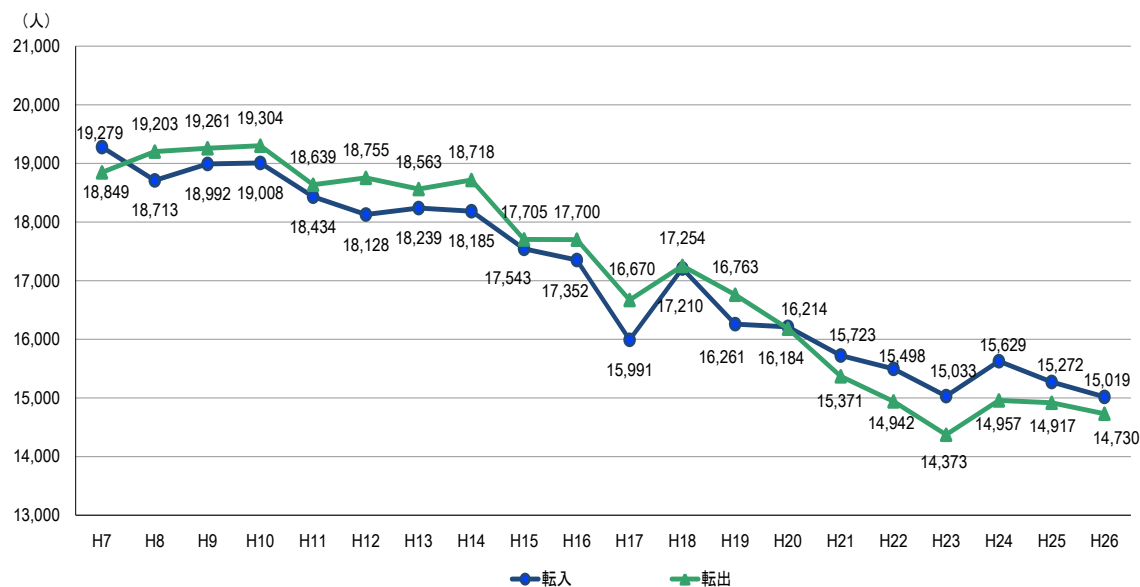


女性の有配偶率



(5) 人口の社会増減の推移

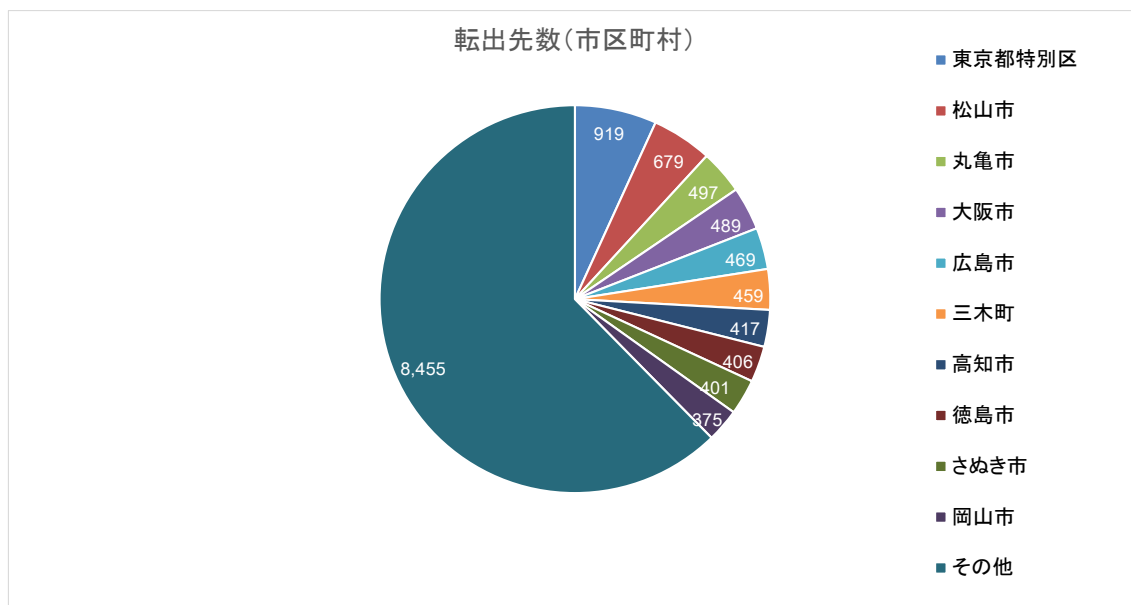
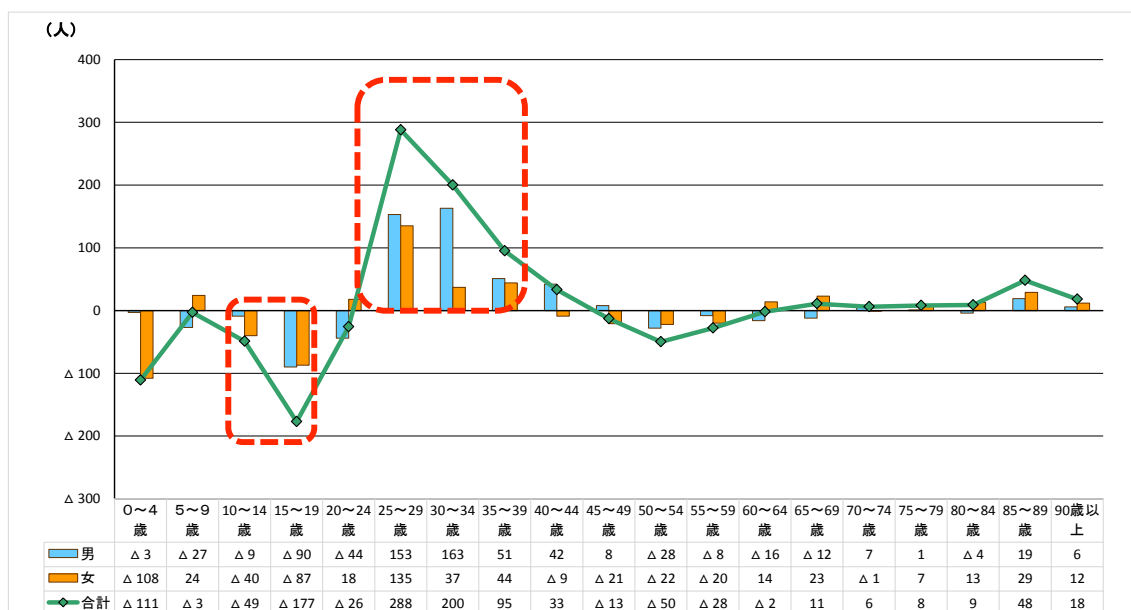
本市の人口の社会増減は、転入者数、転出者数とも減少傾向にあります。平成 8 年以降、転出超過が続いていましたが、平成 20 年以降は転入超過に転じています。



(6) 年齢階級別の人口移動の状況

平成 25 年中の住民移動の状況を見ると、男女とも 25～39 歳の層で転入超過、0～4 歳、15～19 歳の層で転出超過になっています。

転出先では、東京都特別区が最も多く、次いで松山市、丸亀市となっています。

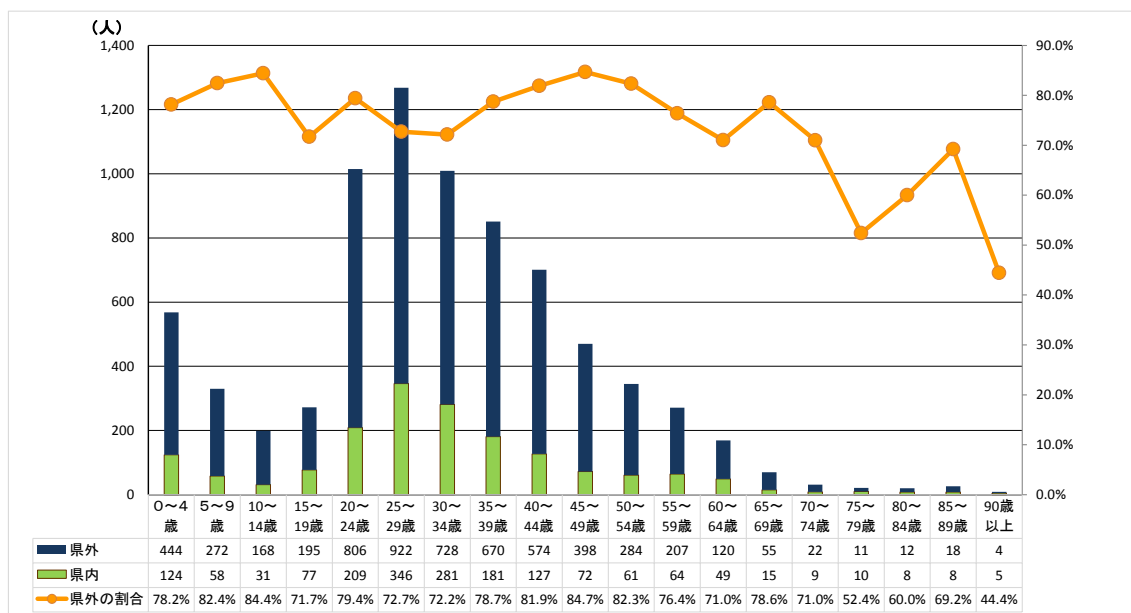


(7) 年齢階級別・男女別の人口移動の状況

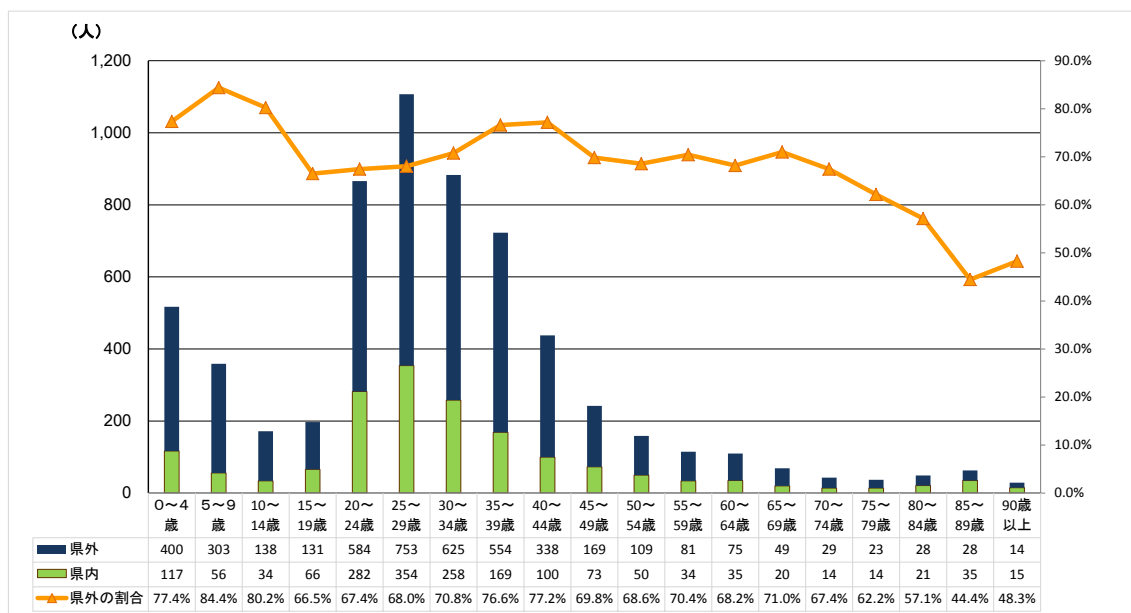
ア 転入の状況

本市への転入は、男女とも 20 歳代、30 歳代が多くなっています。また、転入元は県外が多く、ほとんどの階級で 70%を超えています。

(男性)



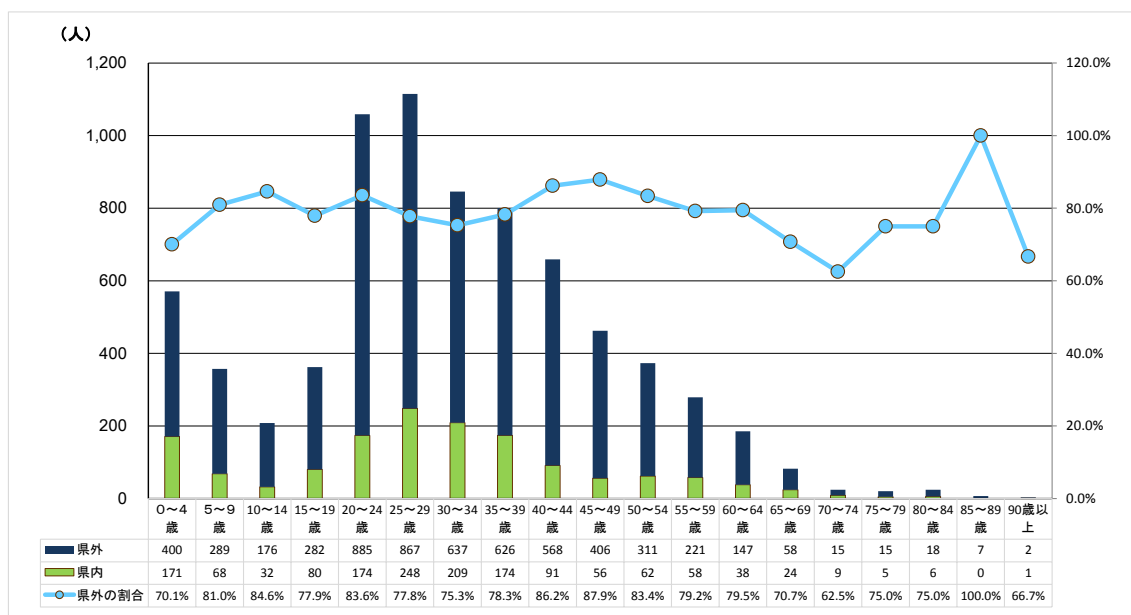
(女性)



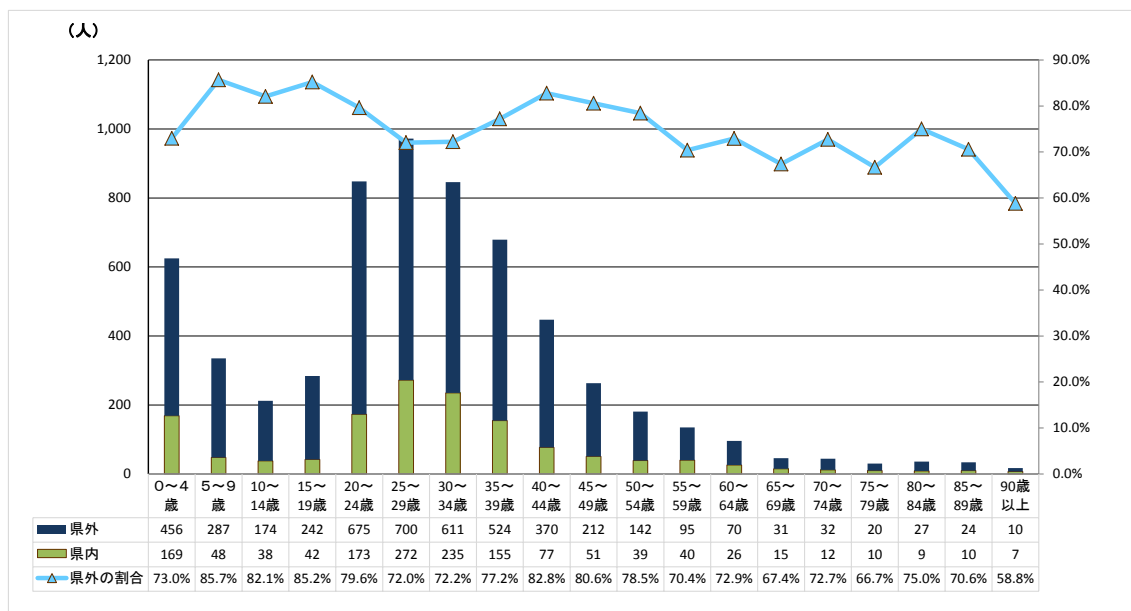
イ 転出の状況

本市からの転出は、男女とも 20 歳代、30 歳代が多くなっています。また、転出先は県外が多く、ほとんどの階級で 70%を超えています。

(男性)



(女性)

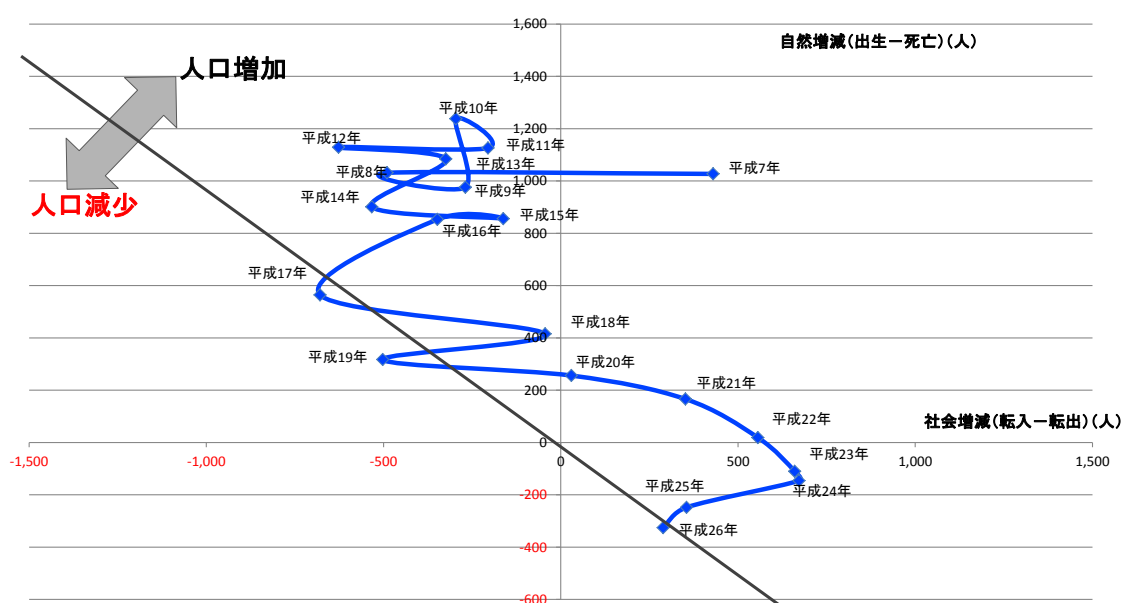


(8) 人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

グラフの縦軸に自然増減、横軸に社会増減をとり、時系列で本市の総人口に与えてきた自然増減（出生数－死亡数）と社会増減（転入数－転出数）の影響を分析しました。

自然増減を見ると、平成 22 年までは、差が減少していたものの、出生数が死亡数を上回っていました、平成 23 年以降は、死亡数が出生数を上回っています。

社会増減を見ると、平成 8 年から平成 19 年まで、転出者が転入者を上回る社会減となっていました、平成 20 年以降転入が転出を上回る社会増となっています。

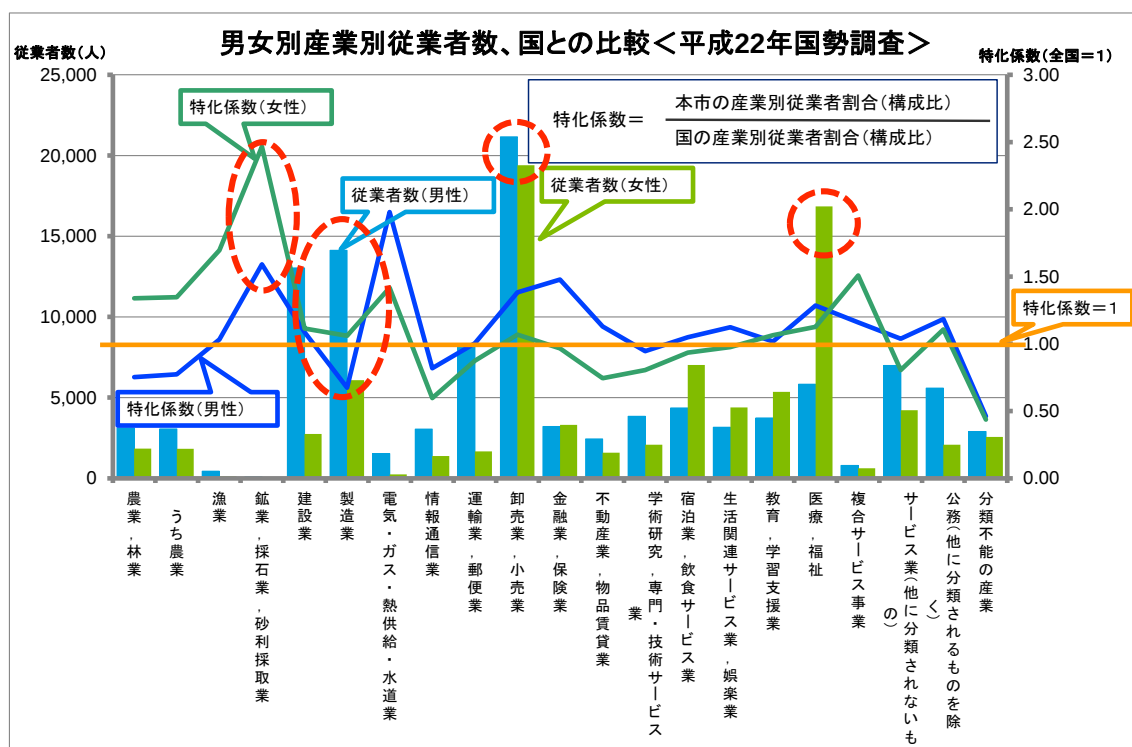


(9) 産業別就業者数

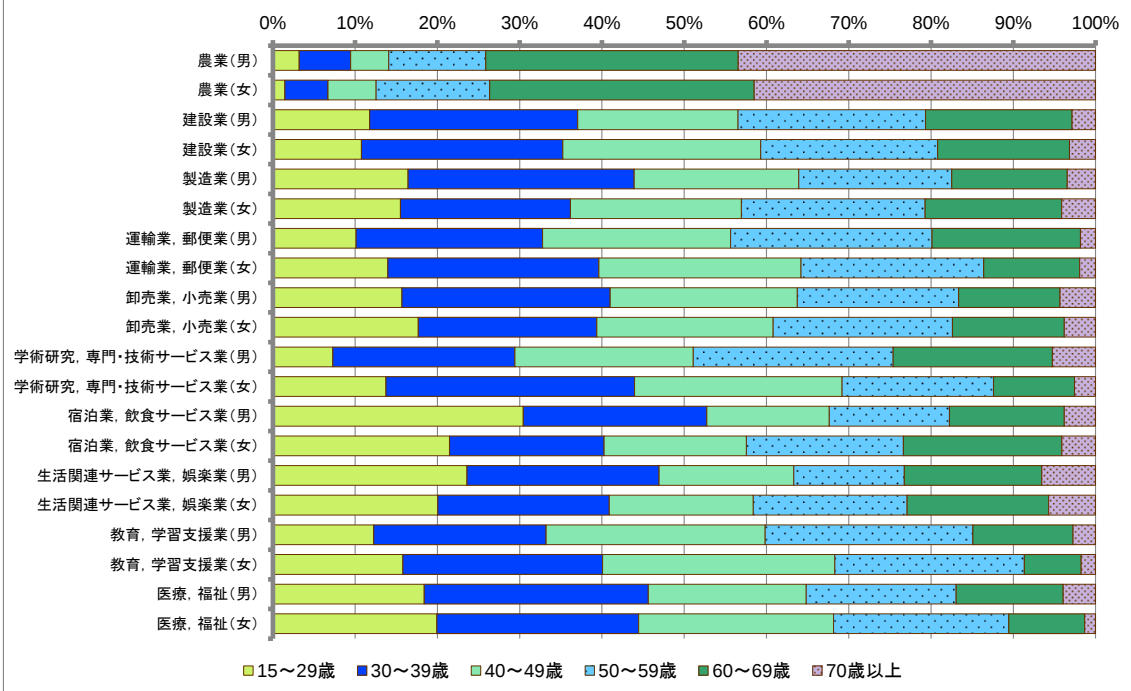
産業別の従事者数を見ると、男性は建設業、製造業、卸売業・小売業、女性は医療・福祉、卸売業・小売業への従事者が多くなっています。

男性では、電気・ガス・熱供給・水道業、女性では鉱業・採石業・砂利採取業の特化係数が高い水準にあります。

また、男女共に、農業に従事している若年層の割合が低い一方で、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業は若年層の割合が高くなっています。



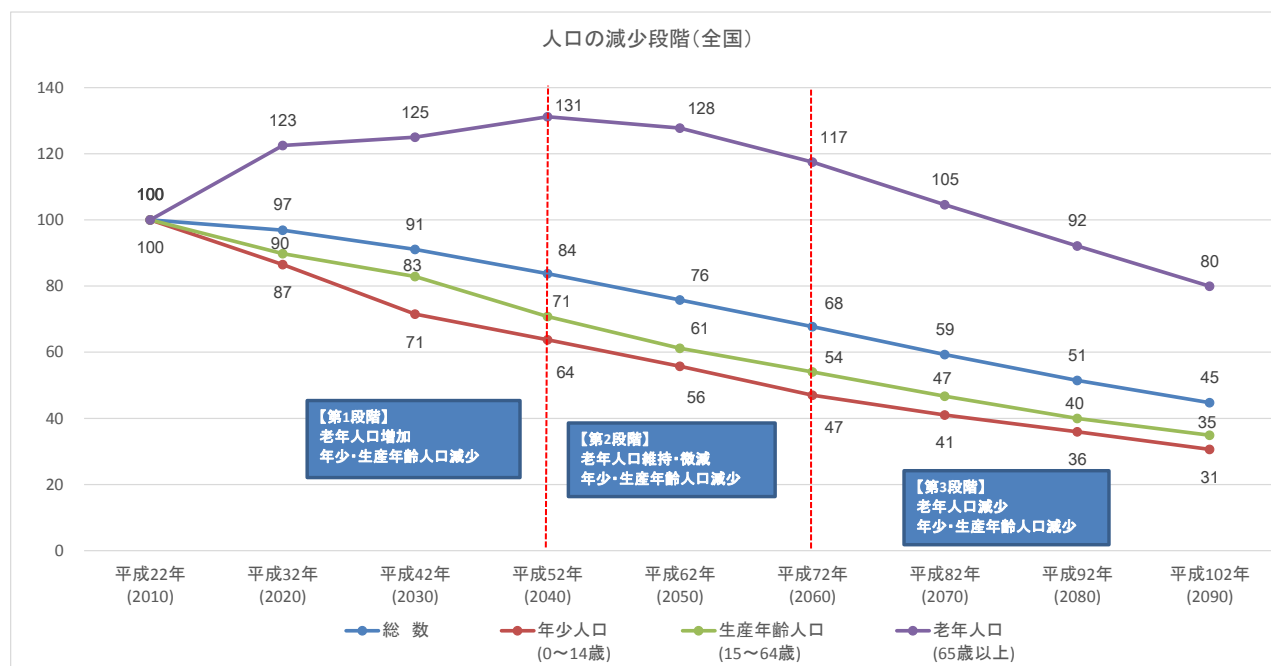
主な産業の男女別年齢別従業者割合＜平成22年国勢調査＞



2 高松市の人口の将来推計と分析

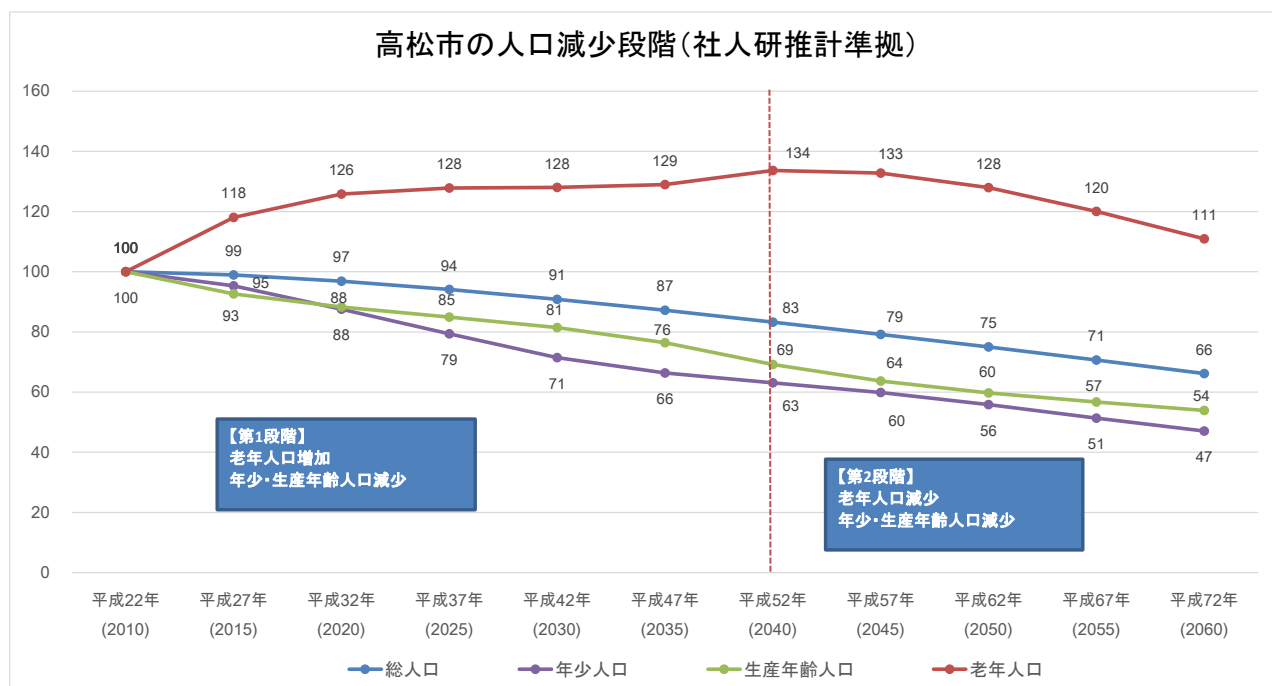
(1) 人口減少段階

① 全国の人口減少段階



全国	平成22年 (2010)	平成52年 (2040)		平成72年 (2060)		平成102年 (2090)	
	人口(千人)	人口(千人)	指数	人口(千人)	指数	人口(千人)	指数
総数	128,057	107,276	84	86,737	68	57,269	45
老年人口 (65歳以上)	29,484	38,678	131	34,642	117	23,568	80
生産年齢人口 (15～64歳)	81,735	57,866	71	44,183	54	28,540	35
年少人口 (0～14歳)	16,839	10,732	64	7,912	47	5,161	31

② 高松市の人口減少段階



	平成22年	平成52年	平成22年 を100とした場合の 平成52年の 指数	人口減少 段階
総人口	419,427	349,117	83	1
老年人口	97,148	129,817	134	
生産年齢人口	263,980	182,526	69	
年少人口	58,299	36,773	63	

(2) 人口推計シミュレーション

次に、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析のため、独自推計については、以下の仮定値をもとに推計を実施しました。

①出生率パターン

中位： 現状の合計特殊出生率が今後も続くと仮定した場合

高位①：合計特殊出生率が国の目指すべき数値である、平成 42（2030）年までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準である 2.1）まで上昇したと仮定した場合

高位②：実現可能性を考慮し、中位と高位①との中間値まで出生率が向上したと仮定した場合

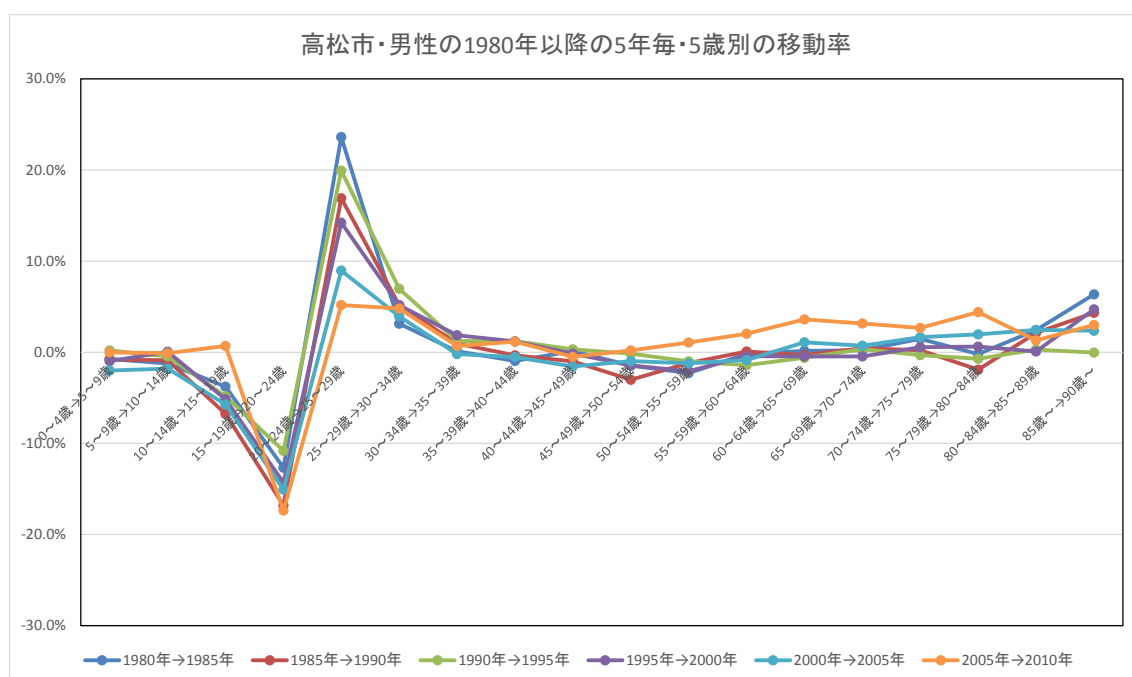
※ 人口置換水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す水準のこと。社人研より算出されている。

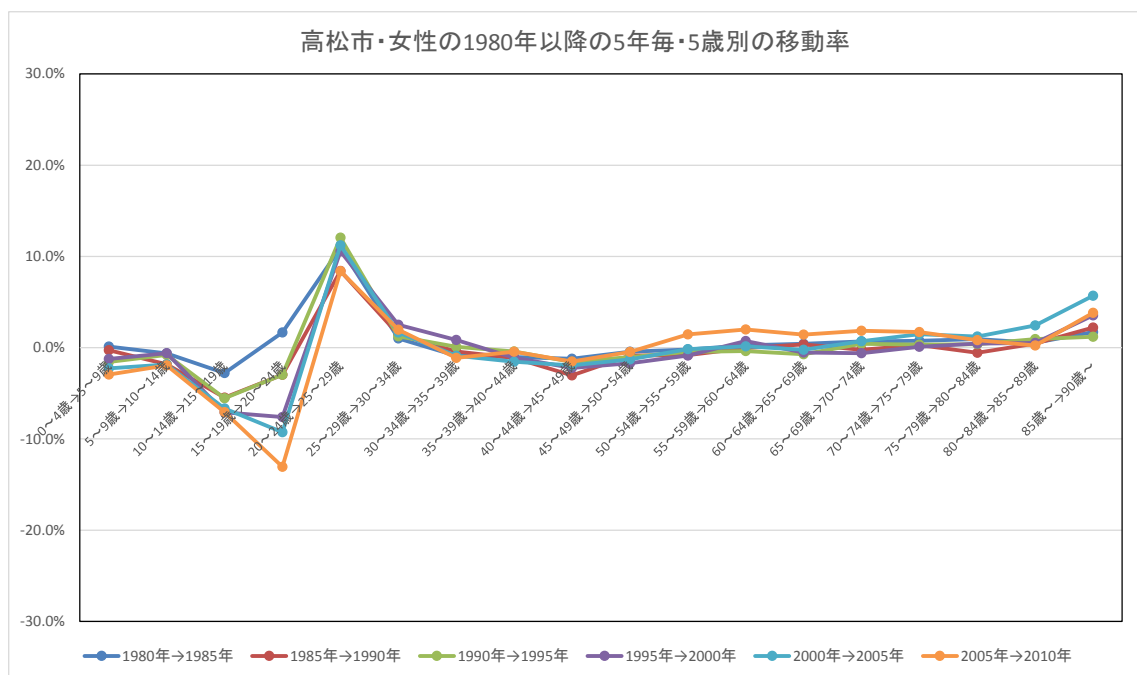
<推計に用いた合計特殊出生率>

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
高位①	1.62	1.62	1.80	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10
高位②	1.62	1.62	1.71	1.86	1.86	1.86	1.86	1.86	1.86	1.86
中位	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62

②移動率パターン

1980 年以降の移動率を分析すると次のようになる。





男女ともに、5歳別の人口移動の大きな傾向は変化しておらず、増加率（減少率）が変化していることが読み取れます。そこで、以下の通りの仮定を置き、推計を実施しました。

中位：男女別・5歳別の移動率の直近値（平成17年と平成22年の国勢調査人口ベース）が続くと仮定した場合

高位：1980年以降の国勢調査人口をベースとした男女別・5歳別の移動率の最高値まで改善したと仮定した場合

<推計に用いた移動率>

男	高位	中位
0～4歳→5～9歳	0.2%	0.0%
5～9歳→10～14歳	0.1%	-0.1%
10～14歳→15～19歳	0.7%	0.7%
15～19歳→20～24歳	-10.8%	-17.4%
20～24歳→25～29歳	23.6%	5.2%
25～29歳→30～34歳	7.0%	4.8%
30～34歳→35～39歳	1.9%	0.7%
35～39歳→40～44歳	1.2%	1.2%
40～44歳→45～49歳	0.3%	-0.5%
45～49歳→50～54歳	0.2%	0.2%
50～54歳→55～59歳	1.1%	1.1%
55～59歳→60～64歳	2.0%	2.0%
60～64歳→65～69歳	3.6%	3.6%
65～69歳→70～74歳	3.2%	3.2%
70～74歳→75～79歳	2.7%	2.7%
75～79歳→80～84歳	4.4%	4.4%
80～84歳→85～89歳	2.5%	1.3%
85歳～→90歳～	6.4%	3.0%

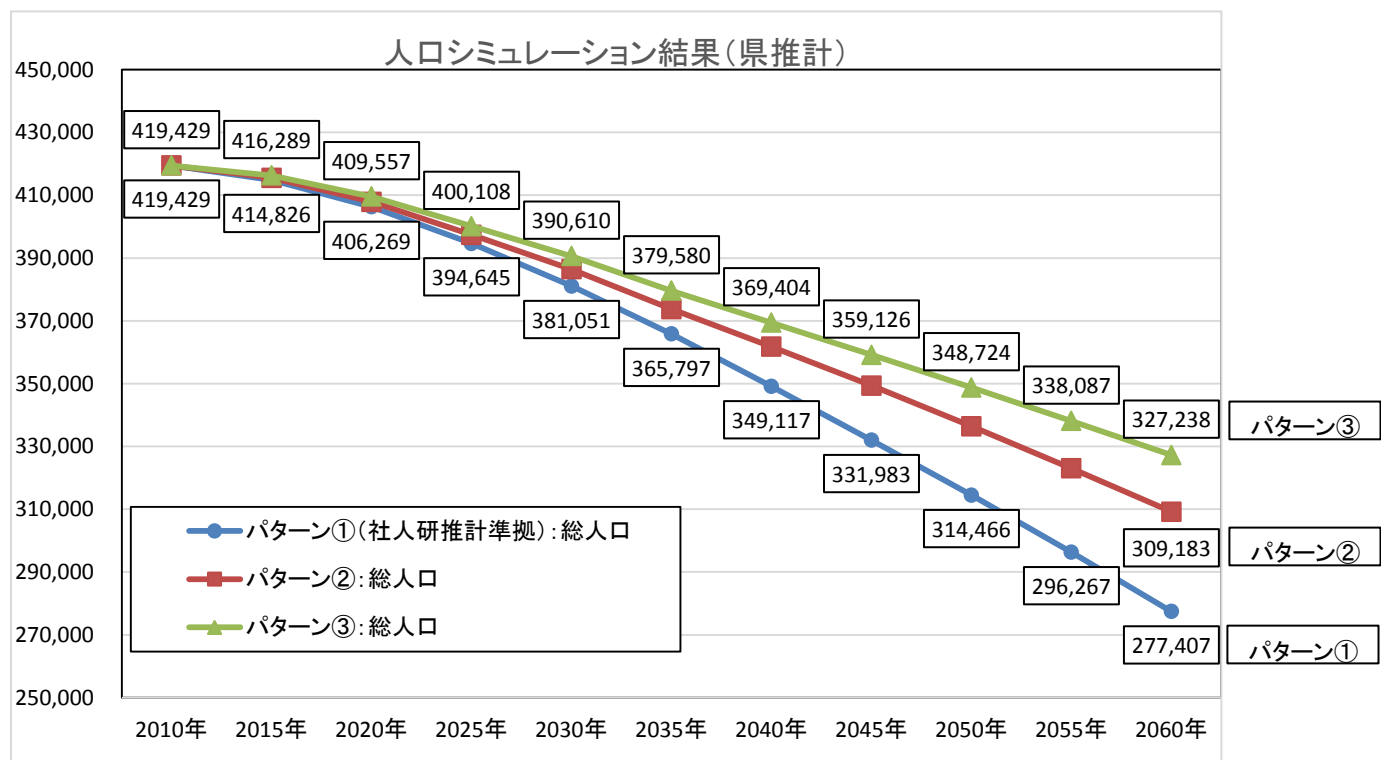
女	高位	中位
0～4歳→5～9歳	0.1%	-2.9%
5～9歳→10～14歳	-0.6%	-1.9%
10～14歳→15～19歳	-2.8%	-7.1%
15～19歳→20～24歳	1.7%	-13.1%
20～24歳→25～29歳	12.1%	8.4%
25～29歳→30～34歳	2.5%	2.0%
30～34歳→35～39歳	0.8%	-1.1%
35～39歳→40～44歳	-0.4%	-0.4%
40～44歳→45～49歳	-1.2%	-1.5%
45～49歳→50～54歳	-0.4%	-0.5%
50～54歳→55～59歳	1.5%	1.5%
55～59歳→60～64歳	2.0%	2.0%
60～64歳→65～69歳	1.4%	1.4%
65～69歳→70～74歳	1.9%	1.9%
70～74歳→75～79歳	1.7%	1.7%
75～79歳→80～84歳	1.2%	0.8%
80～84歳→85～89歳	2.4%	0.2%
85歳～→90歳～	5.7%	3.8%

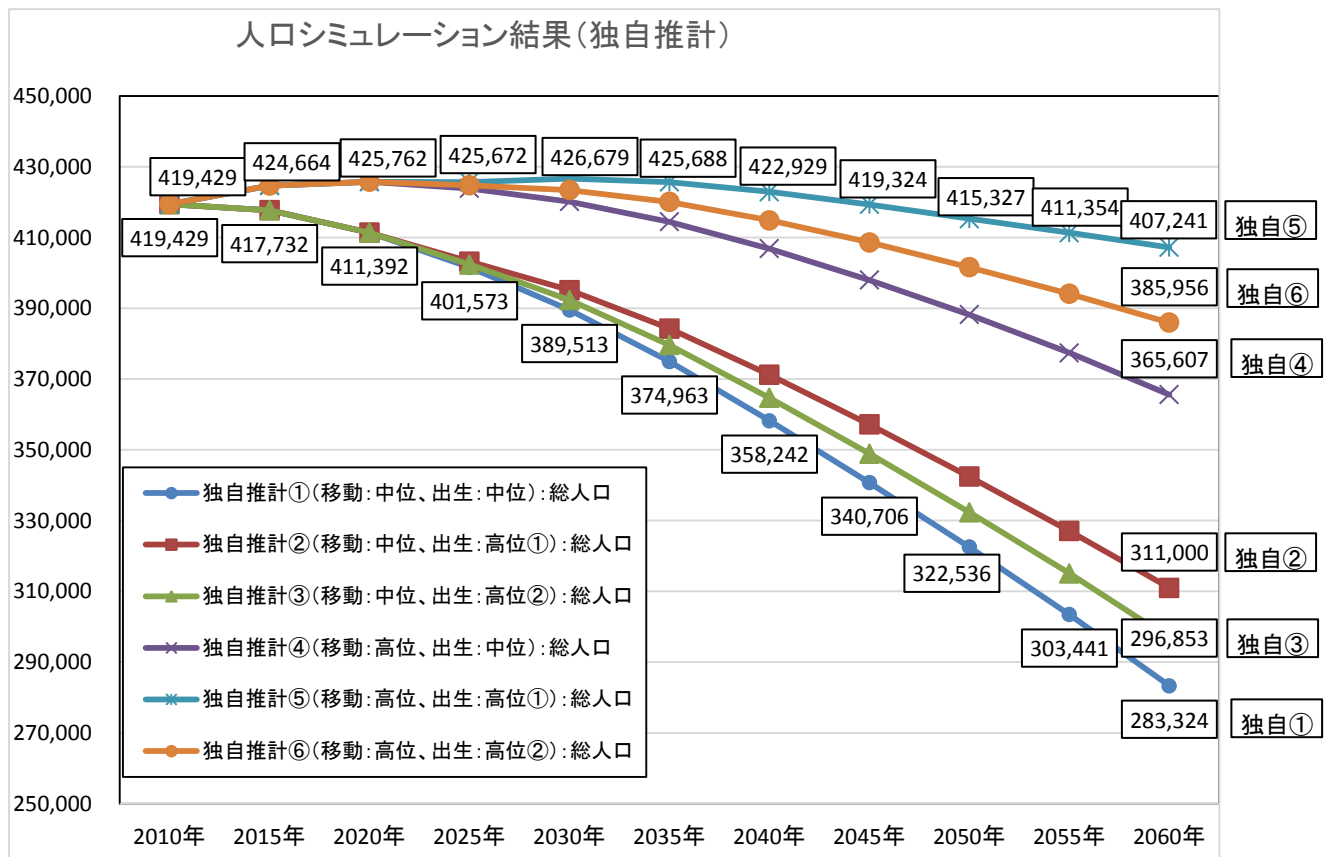
県推計 3 パターン（パターン①、②、③）及び合計特殊出生率（中位・高位①・高位②）×移動率（中位・高位）の独自推計 6 パターンの結果は次のとおりです。
結果表は P 2 1、P 2 2 に掲載しています。

パターン①：国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠したもの

パターン②：合計特殊出生率（2030 年 1.8 程度、2040 年 2.07 程度）、2005 年～2010 年の純移動率が 2015 年～2020 年にかけて 0.5 倍に縮小し、その後は一定とした推計

パターン③：合計特殊出生率（2030 年 1.8 程度、2040 年 2.07 程度）、2015 年～2020 年から、純移動率が均衡して推移するとした推計





(3) 人口の増減率推計

独自推計において、人口増減率をみると、移動率が「高位」のパターンは、「中位」のパターンより、人口減少率が抑制されており、移動率が上昇することで、P12のとおり、人口のピークが2020年又は2030年に移動することが見込まれるほか、出生率が「高位」のパターンは、移動率「高位」・出生率「中位」のパターンよりも人口が少ないことから、移動率の増減（社会動態の状況）は、本市の人口動態に大きく影響を与えていることが分かります。

パターン	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
中位（移動）・中位（出生）	-	-0.4%	-1.9%	-4.3%	-7.1%
中位（移動）・高位①（出生）	-	-0.4%	-1.9%	-3.9%	-5.8%
中位（移動）・高位②（出生）	-	-0.4%	-1.9%	-4.1%	-6.5%
高位（移動）・中位（出生）	-	1.2%	1.5%	1.1%	0.2%
高位（移動）・高位①（出生）	-	1.2%	1.5%	1.5%	1.7%
高位（移動）・高位②（出生）	-	1.2%	1.5%	1.3%	1.0%

パターン	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
中位（移動）・中位（出生）	-10.6%	-14.6%	-18.8%	-23.1%	-27.7%	-32.4%
中位（移動）・高位①（出生）	-8.4%	-11.5%	-14.8%	-18.4%	-22.0%	-25.9%
中位（移動）・高位②（出生）	-9.5%	-13.0%	-16.8%	-20.8%	-24.9%	-29.2%
高位（移動）・中位（出生）	-1.2%	-3.0%	-5.1%	-7.4%	-10.0%	-12.8%
高位（移動）・高位①（出生）	1.5%	0.8%	0.0%	-1.0%	-1.9%	-2.9%
高位（移動）・高位②（出生）	0.2%	-1.1%	-2.6%	-4.2%	-6.0%	-8.0%

<参考：県推計>

パターン	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
パターン①	-	-1.1%	-3.1%	-5.9%	-9.1%
パターン②	-	-0.9%	-2.7%	-5.3%	-7.9%
パターン③	-	-0.7%	-2.4%	-4.6%	-6.9%

パターン	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン①	-12.8%	-16.8%	-20.8%	-25.0%	-29.4%	-33.9%
パターン②	-10.9%	-13.7%	-16.7%	-19.8%	-23.0%	-26.3%
パターン③	-9.5%	-11.9%	-14.4%	-16.9%	-19.4%	-22.0%

<推計結果表① 2010年～2030年>

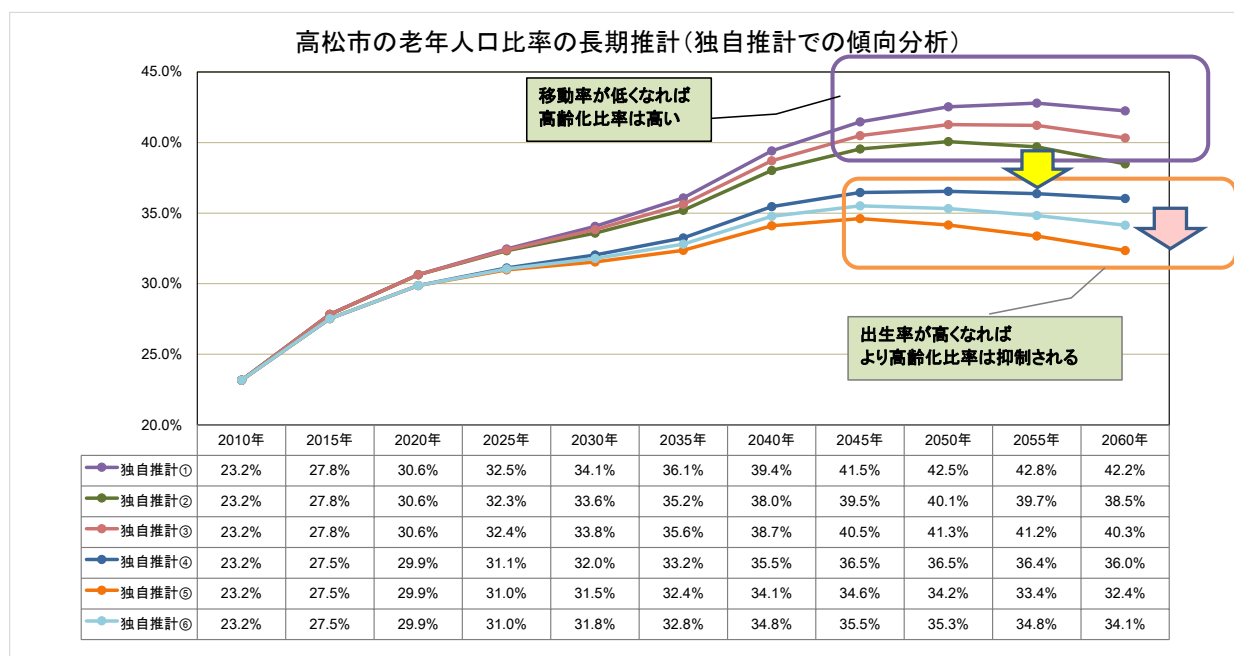
パターン	区分	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
独自推計① (移動：中位、出生：中位)	総人口	419,427	417,732	411,392	401,573	389,513
	年少人口比率	13.9%	13.5%	12.8%	12.1%	11.2%
	生産年齢人口比率	62.9%	58.7%	56.6%	55.5%	54.7%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.8%	30.6%	32.5%	34.1%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.4%	15.4%	19.4%	21.5%
独自推計② (移動：中位、出生：高位①)	総人口	419,427	417,732	411,392	403,193	395,126
	年少人口比率	13.9%	13.5%	12.8%	12.4%	12.5%
	生産年齢人口比率	62.9%	58.7%	56.6%	55.2%	53.9%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.8%	30.6%	32.3%	33.6%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.4%	15.4%	19.3%	21.2%
独自推計③ (移動：中位、出生：高位②)	総人口	419,427	417,732	411,392	402,383	392,319
	年少人口比率	13.9%	13.5%	12.8%	12.3%	11.9%
	生産年齢人口比率	62.9%	58.7%	56.6%	55.3%	54.3%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.8%	30.6%	32.4%	33.8%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.4%	15.4%	19.3%	21.3%
独自推計④ (移動：高位、出生：中位)	総人口	419,427	424,664	425,762	423,863	420,154
	年少人口比率	13.9%	13.5%	12.9%	12.4%	11.8%
	生産年齢人口比率	62.9%	59.0%	57.2%	56.5%	56.2%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.5%	29.9%	31.1%	32.0%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.3%	15.2%	18.7%	20.4%
独自推計⑤ (移動：高位、出生：高位①)	総人口	419,427	424,664	425,762	425,672	426,679
	年少人口比率	13.9%	13.5%	12.9%	12.8%	13.1%
	生産年齢人口比率	62.9%	59.0%	57.2%	56.3%	55.3%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.5%	29.9%	31.0%	31.5%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.3%	15.2%	18.6%	20.0%
独自推計⑥ (移動：高位、出生：高位②)	総人口	419,427	424,664	425,762	424,767	423,416
	年少人口比率	13.9%	13.5%	12.9%	12.6%	12.5%
	生産年齢人口比率	62.9%	59.0%	57.2%	56.4%	55.8%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.5%	29.9%	31.0%	31.8%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.3%	15.2%	18.7%	20.2%
パターン① (社人研準拠)	総人口	419,427	414,826	406,269	394,645	381,051
	年少人口比率	13.9%	13.4%	12.6%	11.7%	10.9%
	生産年齢人口比率	62.9%	59.0%	57.4%	56.8%	56.4%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.7%	30.1%	31.5%	32.6%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.3%	15.2%	18.8%	20.5%
パターン② (社人研準拠＋出生率上昇)	総人口	419,427	415,510	407,894	397,378	386,434
	年少人口比率	13.9%	13.5%	12.9%	12.3%	12.0%
	生産年齢人口比率	62.9%	58.9%	57.1%	56.4%	55.8%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.6%	30.0%	31.3%	32.2%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.3%	15.1%	18.7%	20.2%
パターン③ (社人研準拠＋出生率上昇 ＋移動均衡)	総人口	419,427	416,289	409,557	400,108	390,610
	年少人口比率	13.9%	13.7%	13.2%	12.7%	12.5%
	生産年齢人口比率	62.9%	59.1%	57.5%	57.0%	56.6%
	65歳以上人口比率	23.2%	27.2%	29.2%	30.2%	31.0%
	75歳以上人口比率	11.7%	13.0%	14.7%	17.9%	19.3%

＜推計結果表② 2035年～2060年＞

パターン	区分	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
独自推計① (移動：中位、出生：中位)	総人口	374,963	358,242	340,706	322,536	303,441	283,324
	年少人口比率	10.8%	10.6%	10.4%	10.2%	10.0%	9.8%
	生産年齢人口比率	53.2%	50.0%	48.1%	47.3%	47.2%	48.0%
	65歳以上人口比率	36.1%	39.4%	41.5%	42.5%	42.8%	42.2%
	75歳以上人口比率	22.4%	23.1%	24.4%	27.6%	29.4%	29.8%
独自推計② (移動：中位、出生：高位①)	総人口	384,292	371,193	357,207	342,427	327,061	311,000
	年少人口比率	12.9%	13.3%	13.1%	13.0%	13.0%	13.0%
	生産年齢人口比率	51.9%	48.7%	47.3%	46.9%	47.3%	48.5%
	65歳以上人口比率	35.2%	38.0%	39.5%	40.1%	39.7%	38.5%
	75歳以上人口比率	21.9%	22.3%	23.3%	26.0%	27.3%	27.2%
独自推計③ (移動：中位、出生：高位②)	総人口	379,628	364,706	348,906	332,370	315,054	296,853
	年少人口比率	11.9%	11.9%	11.8%	11.6%	11.5%	11.4%
	生産年齢人口比率	52.5%	49.4%	47.7%	47.1%	47.3%	48.3%
	65歳以上人口比率	35.6%	38.7%	40.5%	41.3%	41.2%	40.3%
	75歳以上人口比率	22.2%	22.7%	23.9%	26.8%	28.3%	28.4%
独自推計④ (移動：高位、出生：中位)	総人口	414,468	406,843	398,010	388,234	377,426	365,607
	年少人口比率	11.6%	11.7%	11.7%	11.6%	11.4%	11.2%
	生産年齢人口比率	55.2%	52.9%	51.8%	51.9%	52.3%	52.8%
	65歳以上人口比率	33.2%	35.5%	36.5%	36.5%	36.4%	36.0%
	75歳以上人口比率	20.9%	21.0%	21.7%	23.8%	24.7%	24.4%
独自推計⑤ (移動：高位、出生：高位①)	総人口	425,688	422,929	419,324	415,327	411,354	407,241
	年少人口比率	13.9%	14.6%	14.7%	14.7%	14.6%	14.7%
	生産年齢人口比率	53.7%	51.3%	50.7%	51.1%	52.0%	52.9%
	65歳以上人口比率	32.4%	34.1%	34.6%	34.2%	33.4%	32.4%
	75歳以上人口比率	20.3%	20.2%	20.6%	22.3%	22.6%	21.9%
独自推計⑥ (移動：高位、出生：高位②)	総人口	420,078	414,872	408,601	401,626	394,105	385,956
	年少人口比率	12.8%	13.1%	13.2%	13.2%	13.0%	13.0%
	生産年齢人口比率	54.4%	52.1%	51.3%	51.5%	52.2%	52.9%
	65歳以上人口比率	32.8%	34.8%	35.5%	35.3%	34.8%	34.1%
	75歳以上人口比率	20.6%	20.6%	21.1%	23.0%	23.6%	23.1%
パターン① (社人研準拠)	総人口	365,797	349,117	331,983	314,466	296,267	277,407
	年少人口比率	10.6%	10.5%	10.5%	10.4%	10.1%	9.9%
	生産年齢人口比率	55.2%	52.3%	50.6%	50.1%	50.5%	51.3%
	65歳以上人口比率	34.3%	37.2%	38.9%	39.5%	39.4%	38.9%
	75歳以上人口比率	21.1%	21.5%	22.6%	25.4%	26.8%	26.9%
パターン② (社人研準拠＋出生率上昇)	総人口	373,724	361,763	349,351	336,388	322,991	309,183
	年少人口比率	12.1%	13.0%	13.5%	14.0%	13.8%	13.8%
	生産年齢人口比率	54.4%	51.2%	49.6%	49.1%	50.1%	51.4%
	65歳以上人口比率	33.5%	35.9%	36.9%	36.9%	36.1%	34.9%
	75歳以上人口比率	20.7%	20.7%	21.5%	23.7%	24.6%	24.1%
パターン③ (社人研準拠＋出生率上昇 ＋移動均衡)	総人口	379,580	369,404	359,126	348,724	338,087	327,238
	年少人口比率	12.6%	13.7%	14.4%	15.0%	14.9%	14.9%
	生産年齢人口比率	55.2%	52.0%	50.4%	50.2%	51.7%	53.1%
	65歳以上人口比率	32.2%	34.3%	35.2%	34.8%	33.4%	32.0%
	75歳以上人口比率	19.6%	19.4%	20.0%	22.1%	22.8%	22.0%

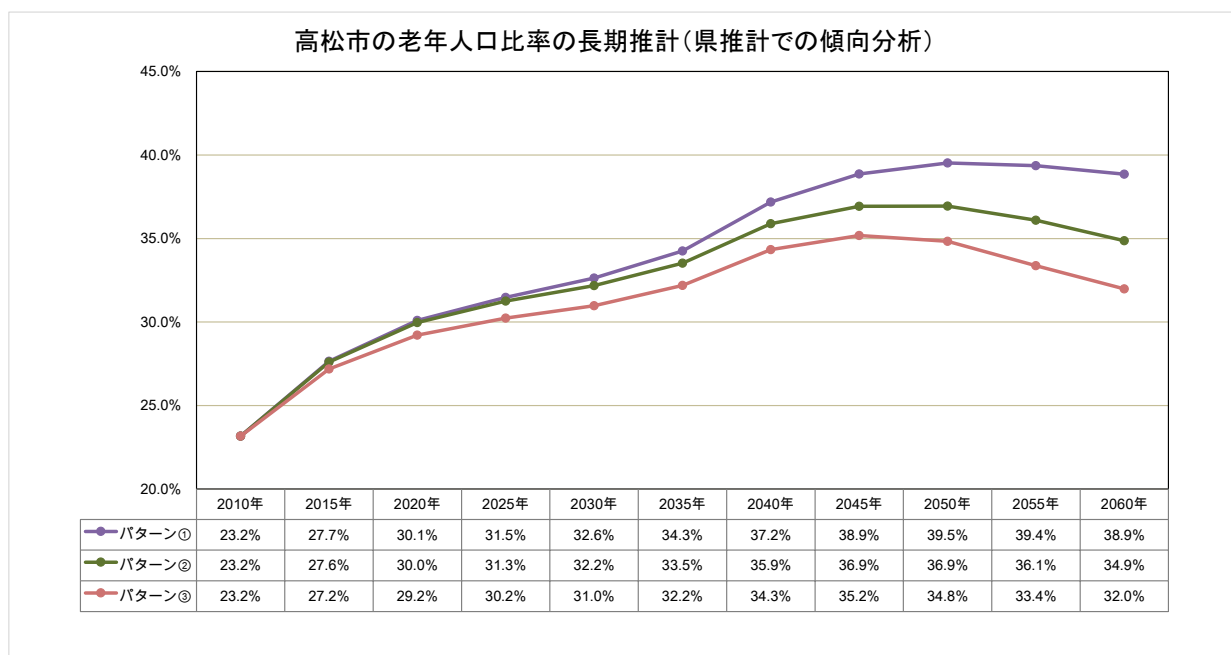
(4) 老年人口比率の長期推計

独自推計結果について、5年ごとに年齢3区分別人口比率を算出し、特に老年人口比率に着目します。



独自推計①～③の移動率が低い場合は高齢化率が高い傾向を示し、独自推計④～⑥の移動率が高い場合は高齢化率が抑制される傾向があります。さらに、出生率も合わせてみると、出生率が高いほうが、より高齢化率が抑制される傾向にあります。

<参考：県推計>



3 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

(1) 財政状況への影響

未定稿

(2) 公共施設の維持管理への影響

未定稿

4 高松市の人口の将来展望

(1) 市民の意識・希望

未定稿

(2) 目指すべき将来の方向

① 現状と課題の整理

未定稿

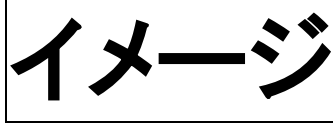
② 目指すべき将来の方向

未定稿

(3) 人口の将来展望

未定稿

H27.7.28 版



たかまつ創生総合戦略(仮称)

平成27年 月

高松市

概要

(1) 戦略の位置づけ

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、本市の実情に応じた今後 5 年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すものです。

(2) 戦略の期間

本戦略の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

(3) 総合戦略の全体構成

① 基本目標

政策分野ごとに設けた目標を記載するとともに、市民にもたらされる便益（アウトカム）に関する数値目標を設定します。

② 施策の基本的方向

基本目標の達成に向け、取り組むべき施策の方向性を基本目標ごとに定めます。

③ 具体的な施策と各施策における重要業績評価指標

施策の基本的方向に基づき取り組む、具体的な施策及び事業を記載するとともに、施策ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定します。

なお、KPI は、原則として、当該施策の成果に関する指標とします。

(4) PDCA サイクルの確立

Plan-Do として効果的な総合戦略の策定・実施、Check として総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや総合戦略の改訂という一連のプロセスを実行し、人口減少の克服と地域活力の向上を着実に図ります。



「第6次高松市総合計画（仮称）」と「たかまつ創生総合戦略（仮称）」の関係

第6次高松市総合計画（仮称）	まちづくりの目標	人口減少対策における重要な視点						
		創造性豊かで人間中心のまちづくり	若者から選ばれるまちづくり	子どもを生き育てやすいまちづくり	健やかで心豊かに暮らせるまちづくり	コンパクトで持続可能なまちづくり	地域コミュニティを軸としたまちづくり	安全で安心して暮らせるまちづくり
	健やかにいきいきと暮らせるまち	○	○	○	○	○	○	
	心豊かで未来を築く人を育むまち	○	○	○	○		○	
	活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	○	○	○				
	安全で安心して暮らし続けられるまち		○	○	○		○	○
	環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち	○	○	○	○	○		
	市民と行政がともに力を発揮できるまち			○	○	○	○	

人口減少対策に資する事業を体系化

たかまつ創生総合戦略（仮称）

【人口減少を抑制する戦略】

安定した雇用を創出し、ひとを呼び込み、新しいひとの流れをつくるとともに、若者から選ばれ、子どもを生き育てやすい、創造性豊かなまちを創る。

創造性豊かで人間中心のまちを創る

若者から選ばれるまちを創る

子どもを生き育てやすいまちを創る

【人口減少社会に対応する戦略】

地域と連携し、健やかで心豊かに暮らし続けることができる地域社会を創る。

健やかで心豊かに暮らせるまちを創る

持続可能なまちを創る

基本目標

【人口減少を抑制する戦略】

基本目標① 創造性豊かで人間中心のまちを創る

(1) 文化芸術の振興

【具体的な施策例】

- ① 国際的な発信力を持つイベントの推進（瀬戸内国際芸術祭）

(2) 訪れたくなる観光・M I C Eの振興

【具体的な施策例】

- ① 観光資源の活用と創出
- ② M I C E（マイス）による誘致促進

(3) 移住・交流の推進

【具体的な施策例】

- ① 選ばれる地域づくりの推進

(4) 情報化戦略の推進

【具体的な施策例】

- ① I C Tを活用した観光情報の効果的発信

(5) 地域を支える産業の振興と経済の活性化

【具体的な施策例】

- ① 中小企業等の育成と振興
- ② 生産基盤の整備
- ③ 生鮮食料品等流通の強化
- ④ 特産品の育成・振興

【人口減少を抑制する戦略】

基本目標② 若者から選ばれるまちを創る

(1) 大学等高等教育の充実

【具体的な施策例】

- ① 大学等の魅力向上への取組

(2) 定住の促進と交流人口の拡大

【具体的な施策例】

- ① タイムリーな情報発信による回遊促進
- ② 中央商店街の活性化
- ③ 市民スポーツ活動の推進
- ④ スポーツ施設の整備
- ⑤ トップスポーツの振興
- ⑥ 交流・定住人口の拡大

(3) 就業環境の充実

【具体的な施策例】

- ① 企業誘致・交流の推進
- ② 就業支援の促進

【人口減少を抑制する戦略】

基本目標③ 子どもを生み育てやすいまちを創る

(1) 子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実

【具体的な施策例】

- ① 子どもの心身の健やかな育ちへの支援
- ② 健やかな成長を促す学びへの支援
- ③ 配慮を要する子どもと保護者への支援
- ④ 地域における子育て支援
- ⑤ 学習機会の充実

(2) 男女共同参画の推進

【具体的な施策例】

- ① 子育てと仕事の両立支援
- ② 男女共同参画意識の啓発

(3) 学校教育等の充実

【具体的な施策例】

- ① 学習機会の充実

【人口減少社会に対応する戦略】

基本目標④ 健やかで心豊かに暮らせるまちを創る

(1) 支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成

【具体的な施策例】

- ① ユニバーサルデザインの普及・啓発
- ② 地域包括ケアの実現

(2) 健康で元気に暮らせる環境づくり

【具体的な施策例】

- ① 生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病）対策の推進
- ② 予防接種の推進と感染症の発生予防、まん延防止
- ③ 医療体制の充実
- ④ 救急医療体制の確保

【人口減少社会に対応する戦略】

基本目標⑤ 持続可能なまちを創る

(1) 安全で安心して暮らせる社会環境の形成

【具体的な施策例】

- ① 消防団の充実・強化
- ② 救急活動の推進
- ③ 市民及び地域の防災意識と防災力の向上

(2) 豊かな暮らしを支える生活環境の向上

【具体的な施策例】

- ① 公共交通サービスの利便性の向上
- ② 空家対策の推進
- ③ 公園・緑地の整備

(3) 魅力ある都市空間の形成

【具体的な施策例】

- ① 集約拠点における都市機能集積
- ② 高松空港の利用促進
- ③ 広域鉄道ネットワークの整備促進

(4) 地域コミュニティの自立・活性化

【具体的な施策例】

- ① コミュニティ活動の支援

(5) 連携の推進

【具体的な施策例】

- ① 連携中枢都市圏における連携事業の充実

(6) 健全で信頼される行財政運営の確立

【具体的な施策例】

- ① 人材の育成

（例）《基本目標》本県への新しいひとの流れをつくる

数値目標：・県全体で、県外からの転入者数：5年間で〇〇人増加
・県全体で、県外への転出者数：5年間で〇〇人減少

基本目標

《基本的方向》

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む。
- 本県においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、県内に所在する大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

基本的方向

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（ア）本県への移住の促進

①移住・交流の専門相談員の配置

県の移住相談センターに移住・交流に関する専門相談員を配置し、インターネット等により本県に関心を持った人に対する相談窓口を整備する。

重要業績評価指標（KPI）：センターを通じた移住者数
〇〇件（5か年分の累計）

（具体的な事業）・移住・交流相談促進事業
・〇〇〇〇事業

②空き家バンク等住宅情報の提供体制整備

県内の各市町村における空き家情報を統合し、一元的に情報提供する。

重要業績評価指標（KPI）：空き家バンクに情報提供した市町村数
〇〇市町村

（具体的な事業）・空き家バンク活用促進事業
・〇〇〇〇事業

（イ）企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

①サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進

県内各市町村によるサテライトオフィス、テレワーク環境の整備を推進し、県の移住相談センターとも連携しながら、企業の県内拠点の強化や県内での採用拡大につなげる。

重要業績評価指標（KPI）：県内でテレワークを導入する企業数
〇〇社

（具体的な事業）・テレワーク実証実験事業
・〇〇〇〇事業

（ウ）大学等の活性化

①地元大学への進学促進

県内にキャンパスを有する大学等の活性化の取組を支援し、高等教育段階における地元進学を促進する。

重要業績評価指標（KPI）：自県大学進学者の割合 〇〇%

（具体的な事業）・高校と大学との交流促進事業
・〇〇〇〇事業

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

第6次高松市総合計画（仮称）

基 本 構 想（素案）

平成27年6月

目 次

序 論	1 総合計画策定の目的	P 1
	2 総合計画の名称、位置付け	P 1
	3 総合計画の構成	P 2
	4 総合計画の期間	P 3
	5 総合計画の対象区域	P 4
	6 本市を取り巻く環境	P 5
	7 時代の潮流	P 7
	8 人口の推移	P 9
	9 財政状況	P 11
	10 総合計画の基本的考え方	P 13
基本構想	1 目指すべき都市像	P 18
	2 目標年次	P 18
	3 まちづくりの目標	P 19
	4 施策の大綱	P 21
	5 人口減少への対応	P 33
	6 総合計画の推進	P 35
施策の方針		P 36
総合計画の推進		P 49
付属資料		P 50

序 論

扉のページ

文章中で使用する専門用語等の解説については、作成中

1 総合計画策定の目的

本市では、昭和４８年に「高松市総合計画」を策定して以来、４次にわたる改定を経て、平成２０年度からは、２７年度を目標年次とする「第５次高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策、事業を推進してきました。

この間、人口減少、少子・超高齢社会の本格的な到来を迎え、労働力人口の減少は、国民経済の成長力のもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育ての在り方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり、様々な影響を与えています。

また、人々の意識や関心においても変化が見られ、東日本大震災以降、安全・安心に対する関心がこれまで以上に高まり、人と人との絆や家族関係の重視性が再認識されています。さらに、瀬戸内国際芸術祭の成功によって、芸術や文化的なものへの関心の高まりが改めて示されるなど、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと大きく動いています。

こうした社会状況の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに応えながら、都市として活力を失わず、創造性にあふれ、市民が真の豊かさや幸せを実感し、生き生きと暮らせる持続可能なまちの実現を目指していかなければなりません。そのためには、30年後、50年後の将来を見据え、新たな行政課題への的確な対応が必要となってきます。

このようなことから、第5次総合計画の継続性に配慮しつつ、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として、総合計画を策定するものです。

2 総合計画の名称、位置付け

総合計画の名称は、第6次高松市総合計画「●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●」とします。

総合計画は、高松市自治基本条例第25条の規定により策定するもので、本市における総合的かつ計画的なまちづくりや市政運営の根幹をなす計画であるとともに、次のような位置付けの計画です。

- (1) まちづくりの最上位計画
- (2) 総合的・計画的な市政運営の方針
- (3) 市民を始めとする民間活動の指針
- (4) 国・県などの関係機関から尊重される地域の方針

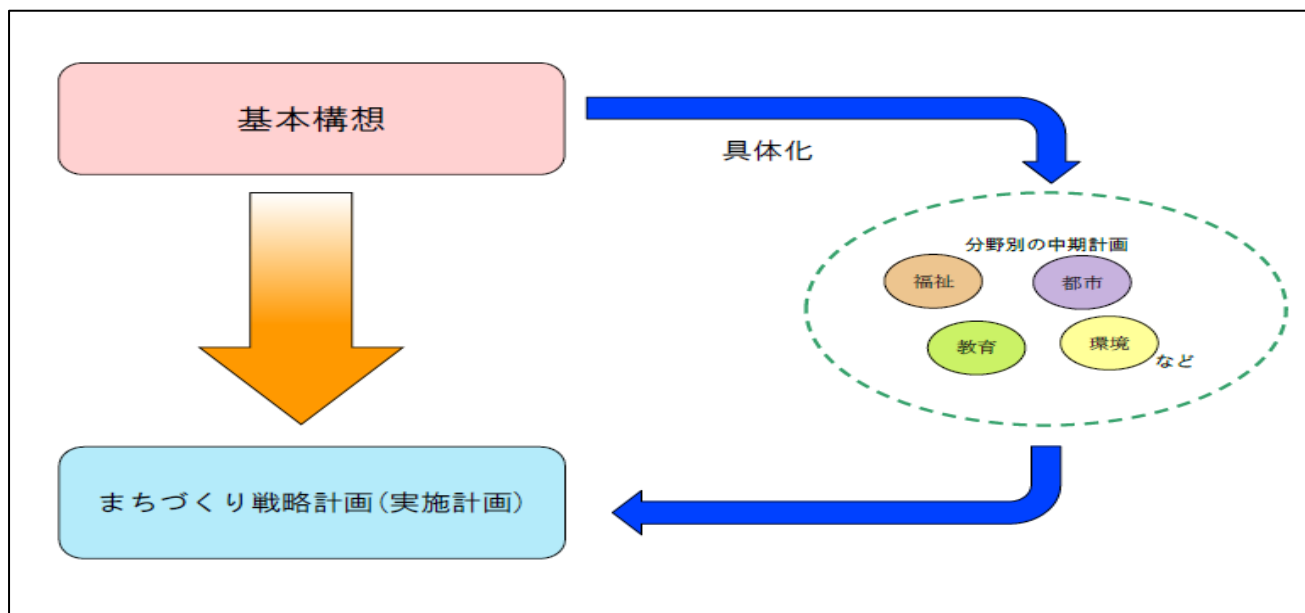
3 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」及び「まちづくり戦略計画」で構成します。

基本構想	30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・行政等のまちづくり及び市政運営の共通の基本方針として、施策の基本方向を明らかにするものです。
まちづくり戦略計画	まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的・戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするものです。

各行政分野ごとに作成される中期計画等については、基本構想を具体化する分野別計画として位置付けます。

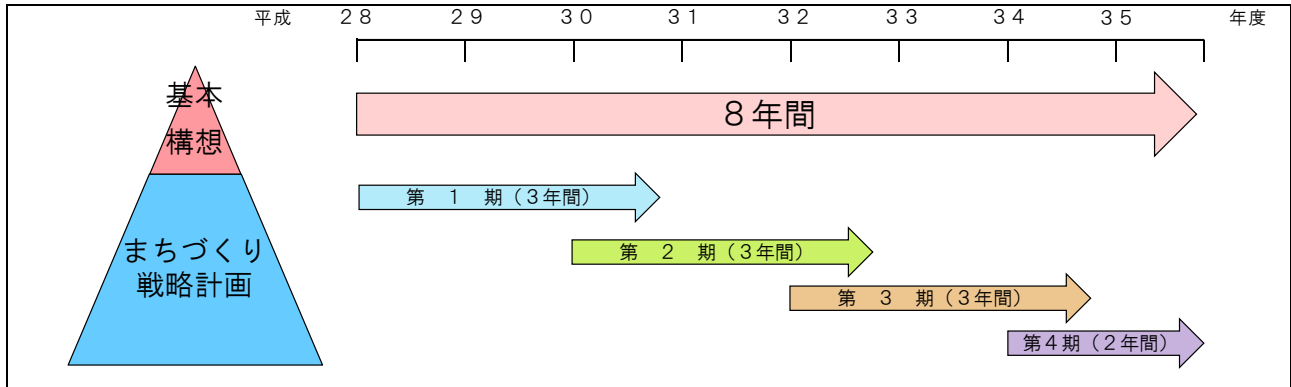
【総合計画の概念図】



4 総合計画の期間

基本構想の期間は、平成28年度から35年度までの8年間とします。

まちづくり戦略計画の期間は3年間（第4期まちづくり戦略計画は、2年間）で、2年ごとに見直しを行うローリング方式とし、平成28年度を始期とする第1期まちづくり戦略計画を定め、以後、2年ごとに策定します。



5 総合計画の対象区域

計画の対象区域は、高松市全域とします。ただし、必要に応じて、市域外についても含めるものとします。

6 本市を取り巻く環境

(1) 自然環境、地理的特色

本市は、四国の北東部、香川県の中央に位置し、北は、日本で初めて国立公園に指定された瀬戸内海に面し、南は、讃岐山脈まで続く、変化に富む自然・地理的環境を保有しています。古くから四国の玄関口として繁栄し、便利な都市機能とのどかな田園風景がコンパクトに調和したまちです。

本市の総面積は、375.23 km²で、讃岐平野の一部である高松平野に位置し、都心部が臨海部に接する特異な地理的構造にあります。

また、本市は、瀬戸内型気候区に属し、降水量が少なく、日照時間は長い特徴があり、年間を通じて温暖な気候に恵まれています。

(2) 歴史背景

市名の「高松」の由来は、平安時代中期の史書にみられる「高松郷」（現在の古高松地区）に発します。

都市としての発展の起点は、安土桃山時代に、生駒親正が讃岐一国の領主として入封、1588年に高松城（玉藻城）を築城、城外に侍屋敷、町屋を置いたことによります。その後、江戸時代に入り、常陸国から松平氏が入封し、以後東讃12万石の城下町として栄え、明治維新を迎えました。

この間、17世紀前半に西嶋八兵衛の努力によって、乱流する香東川の治水事業が進められ、香東川の現流路の固定化が成功したことによって、城下町としての発展の基礎が築かれました。

近代以降は、1890年に市政を施行し、その後、周辺町村の合併を経て、今日の市域が形成されました。

(3) 産業・経済、交通

本市は、道路網の整備水準は高く、海路・空路の港も所在し、国の主要な出先機関や大手民間企業の支店等が集積するなど、県都・中核市として優れた都市機能が備わっています。

平成22年の国勢調査では、労働力人口は、204,330人、就業者は、191,257人で、近年、高齢者と女性の就業者数が増加傾向にあります。

また、産業構造のサービス化が進行しており、第3次産業の中では、商業都市らしく、卸売業、小売業が21.2%と最も多くなっています。

卸売業の販売額は約2兆2,712億円であり、四国第1位であるほか、全国の中核市の中でも1位です。その卸売業と小売業を足した「年間商品販売額」は約2兆8,508億円であり、これも四国で1位であり、四国地方における経済・物流の拠点都市となっています。

公共交通網について、鉄道は、JRと高松琴平電気鉄道（ことでん）が、バス交通に

についても、ことでんバスを主体とする路線バス等が運行していますが、依然として公共交通の利用頻度は低い状況です。一方、平坦な市内地形を背景に、通勤・通学に自転車を利用している人が21.8%もあり、“自転車王国”とも言われています。

(4) 文化、観光資源、地場産業

城下町として発展してきたことから、歴史・文化遺産が多く、国の史跡及び天然記念物に指定されている屋島を始め、国指定の文化財が52件、県指定文化財が42件、市指定文化財が68件あります。

また、日本三大水城の高松城跡で、庭園美が堪能できる玉藻公園を始め、国の特別名勝に指定されている栗林公園、世界の宝石と称される瀬戸内海が一望できるサンポート高松など、数多くの景勝地があります。

代表的な地場産業は、漆器・家具であり、特に漆器は、古い歴史と伝統に支えられた産業で、国の伝統的工芸品の指定を受けるなど全国に誇れる品質を有しているほか、全国有数の産地である黒松などの盆栽や全国ブランドの讃岐うどんなど、特産品も豊富です。

近年は、瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクール等、文化芸術に関する多彩なイベントも開催されています。

7 時代の潮流

(1) 人口減少、少子・超高齢社会の到来と大都市圏への人口集中

我が国の総人口は、平成20年を境に減少局面に入り、今後、減少スピードは加速度的に高まるとされており、推計によれば、平成72年には約8,700万人まで減少すると言われています。さらに、65歳以上の高齢者数の増加や出生率の低下と相まって、高齢化率はより一層上昇すると見込まれており、生産年齢人口が減少する中、社会保障費の増大にも対応し、都市活力を維持できるまちづくりが求められています。

また、このような人口減少、少子・超高齢社会は、大都市圏への過度な人口集中が一因であることから、地方からの人口流出に歯止めをかけ、地方に住み、安心して働き、豊かな生活が実現できる環境を整備する必要があります。

(2) 経済情勢（成長から成熟へ）と雇用環境の変化

バブル経済の崩壊以降、我が国の経済は低迷を続けており、リーマンショックや歴史的な円高などの影響によっても、深刻な打撃を受けました。また、今後の景気の動向など、日本経済の先行きは、依然不透明な状況が続いています。

このような中、社会経済は、完全に成熟し低経済成長へと移行し、これまでの「大量生産、労働集約型」から、「高付加価値、知識集約型」へと産業構造の転換が進み、専門的な知識や高度な技能を有する人材がますます求められる時代へ移行していくものと予想されています。

また、雇用情勢の悪化を背景として、終身雇用制や年功序列制など、日本における雇用慣習は崩れつつあり、雇用形態の多様化、労働力の流動化が一層進むほか、失業率は上昇し、雇用問題がより深刻となる可能性があります。

(3) 高度情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達、パソコンや携帯電話などの情報通信機器の普及、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）の普及などにより、あらゆる分野において、容易に情報を収集・発信することが可能となっており、我々の経済活動やライフスタイルは、大きく変化しています。

情報化の進展は、ビジネスチャンスの拡大や生活面における利便性の向上などに大きな可能性を有している反面、情報格差による社会的、経済的弱者の増加も懸念されています。

今後は、このような側面にも配慮しながら、情報通信技術を有効に活用し、効果的な情報発信に努めるとともに、市民意見の情報収集により、市民参画を推進する取組を進めていく必要があります。

(4) グローバル化の進展と環境に対する意識の変化

企業間の国際的な競争の激化、生産拠点の海外移転などによる国内産業の空洞化など、社会経済活動の急速なグローバル化、ボーダレス化により、世界経済の動向が、直接、地域経済に影響を及ぼす時代になっています。そのため、急激な経済活動の変化に対応

できる地域の経済循環の仕組みや人づくりが必要となっています。

また、東日本大震災を契機として、電力を始めとするエネルギー使用量の削減が求められるとともに、クリーンで安全なエネルギーへの転換などが、これまで以上に模索されています。

経済活動と環境問題を両立しつつ、限りある資源を有効に活用した、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現や都市構造の変革に向けた取組が重要になっています。

(5) 地方分権と住民自治の進展

地域を取り巻く環境が大きく変化する中、国から地方へ、様々な権限と財源が移譲されました。特に、基礎自治体は、自らの判断と責任の下、より一層、自立性を高め、地域の実情に応じたまちづくりを推進し、本格的な地方分権による地域間競争の激化に対応できる、優位性を確保することが求められています。

また、自治体に対する地域住民からのニーズが拡大し、よりきめ細やかな対応が求められる中、今後のまちづくりを進めていく上で、「自助、共助、公助」の視点に立ち、地域コミュニティを始め、企業やNPOなど、様々な主体との連携により、相互に補完し合いながら、参画と協働によるまちづくりを進めていくことが重要になっています。

(6) 安全・安心に対する意識の高まりと価値観・ライフスタイルの多様化

大規模な災害や様々な感染症の発生、詐欺行為など悪質な事件の増加、食の安全性に対する不信感の増大などを背景に、市民の暮らしを取り巻く安全・安心に対する意識がますます高まっています。

また、物質的に成熟した現代社会においては、市民の価値観やライフスタイルが多様化しており、とりわけ、人々の志向は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと大きく動いています。

人と人とがつながりを持ちながら、多様な価値観を認め合い、互いに助け合うことができる、「安全で安心」そして「心豊かに、誰もが幸せと感じられる」人間中心のまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

◆ 「時代の潮流」相互の関係性

時代の潮流については、それぞれが様々な局面において、影響を与えたり、影響を受けたりしています。

また、これら時代の潮流は、並列的な関係にあるのではなく、多くの局面において、「人口減少、少子・超高齢社会の到来と大都市圏への人口集中」という人口問題（人口の増減及び人口構造の変化）に影響を受けながら、他の潮流が姿容・変化しているものと考えられます。

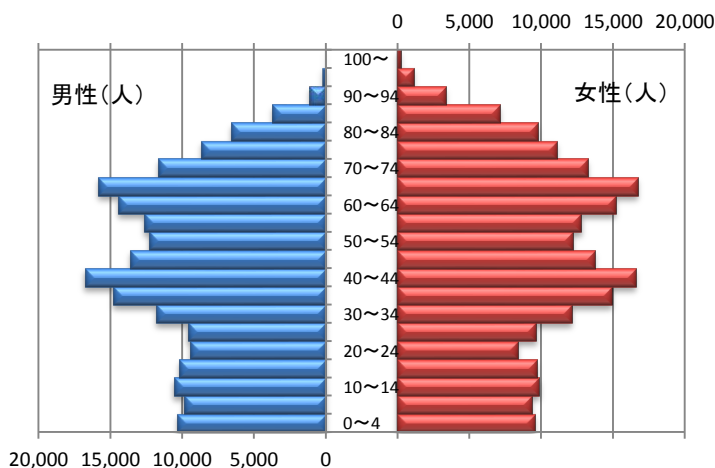


8 人口の推移

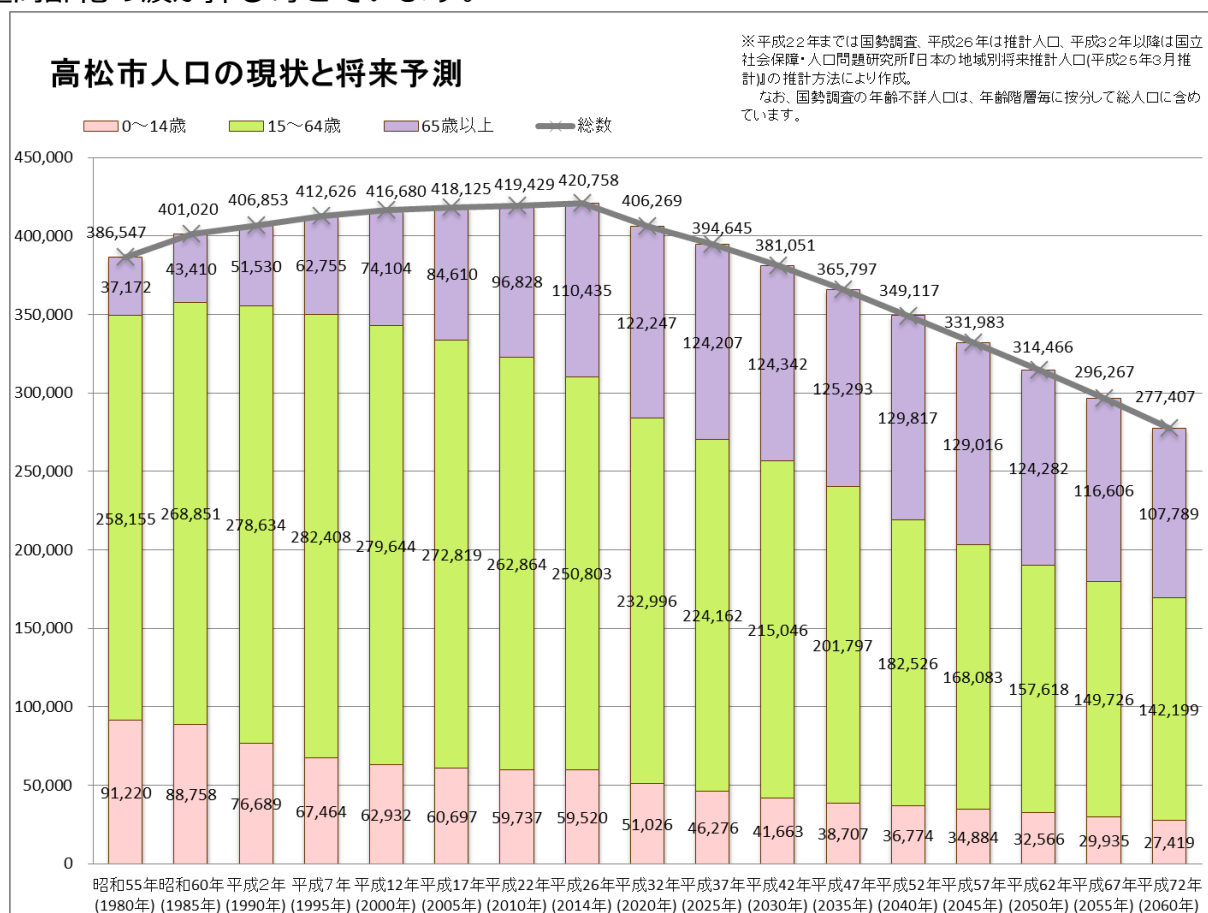
(1) 本市の人口推移と将来予測

本市の※推計人口は、平成26年10月1日現在420,758人でした。香川県の推計人口が平成11年に103万人余でピークを迎え、その後減少している中で、本市の人口は平成12年以降もわずかながらに増加を続けてきました。

しかし、全国的な人口動向と同様に、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向であるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子・超高齢化の波が押し寄せています。



高松市人口ピラミッド (H26. 10. 1 現在の推計人口)



また、本市の将来人口を、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計方法（平成22年国勢調査をベースとした平成25年度〔第2次見直し〕推計）から推計し、平成72年（2060年）まで想定しました。

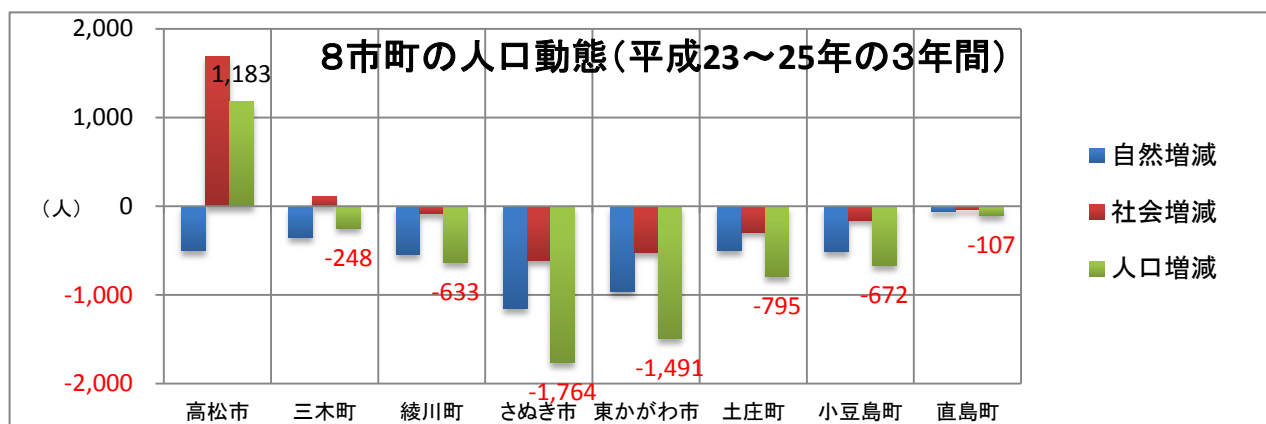
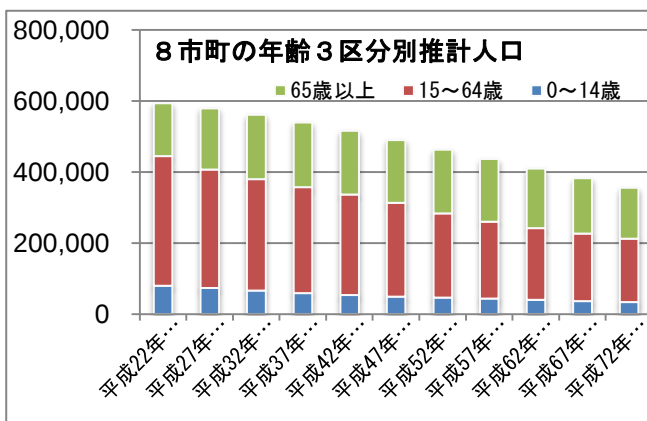
この想定では、全国的な人口減少、少子・超高齢化を背景に、本市の総人口は、平成

26年の420,758人から今後は減少基調に転じ、平成72年には277,407人（34.1%減少）となることが推計されます。なお、年少人口、生産年齢人口が減少の一途をたどるのに対して、老年人口は平成50年代前半まで増加し、ピークに達したあと、減少に転じるものと推計されます。

一方、近い将来の課題として、2025年問題（平成37年）が顕在化するとされています。これは、これまで国を支えてきた団塊世代（昭和22～24年生まれ）が75歳以上の後期高齢者となり、給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れることを指しています。この2025年問題については、実効性のある対策が急務となっています。

（2）本市及び近隣7市町の推計人口等

本市及び近隣7市町《三木町、綾川町、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町（以上、※連携市町）》の将来推計人口は右グラフのとおりです。この想定では、平成22年の593,739人から減少を続け、平成72年には355,791人（40.0%減少）となることが推計されています。



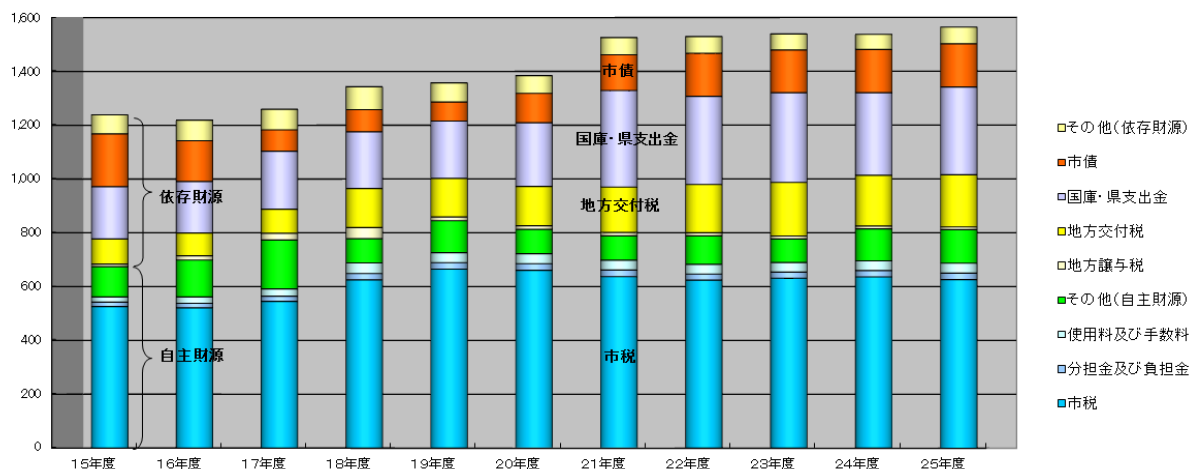
また、平成23年から25年までの3年間の人口動態実績では、8市町のうち、自然増加を記録した市町はなく、社会増加も1市1町しか記録されておらず、この圏域の人口規模は確実に縮小しています。

このような状況下、圏域の市町全体で住民が必要な生活機能を確保するとともに、圏域からの人口流出を抑制していくことが必要であり、そのためには、これまでも増して、圏域の市町が相互に役割分担して、連携・協力していくことが求められます。

9 財政状況

(1) 歳入の推移

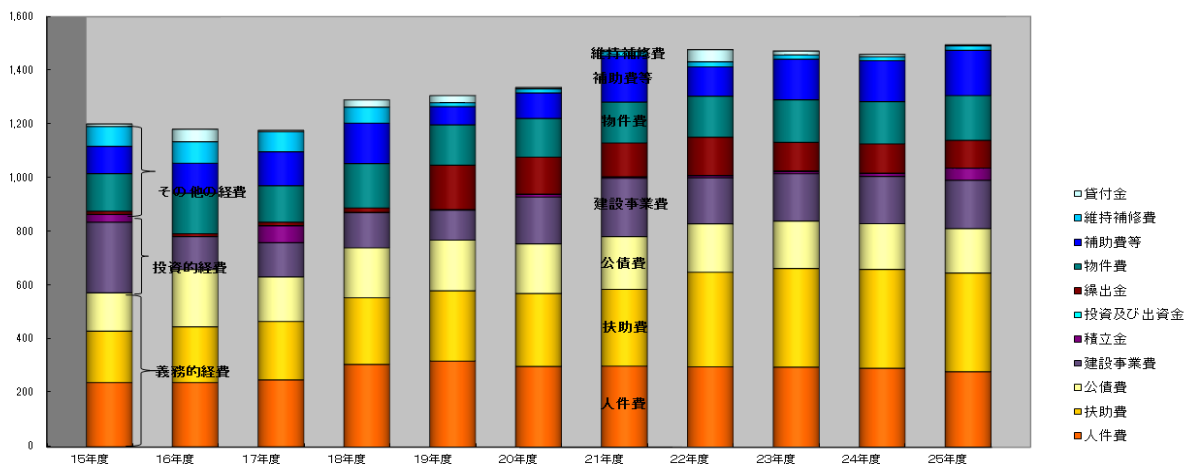
(億円)



本市自ら徴収又は収納できる自主財源の割合は、合併直後の平成19年度には、62.2%ありましたが、急激な景気の低迷による市税の減少に伴い、25年度は51.9%にまで減少しています。相対的に、依存財源の割合が高くなり、地方交付税や国庫・県支出金に依存している傾向にあります。

(2) 歳出の推移（性質別）

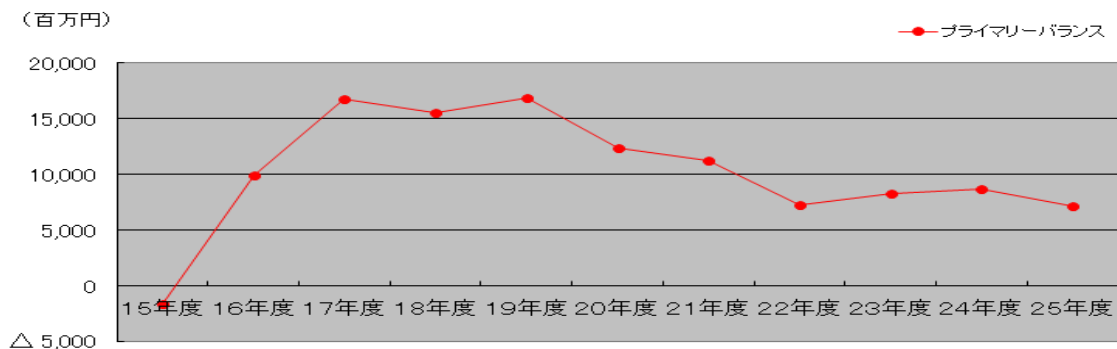
(億円)



10年間の推移を見ると、財政の硬直化した状況を現す人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費の割合は、人件費と公債費が平成19年度以降減少してきた一方、社会保障費の増大に伴い扶助費が増加傾向にあり、義務的経費全体では、15年度の47.8%から、25年度には54.3%と上昇しており、硬直化が進んでいることが分かります。

また、投資的経費の割合は、15年度の24.2%と比較し、25年度は15.1%と大きく減少しています。

(3) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の推移



本市のプライマリーバランス（借入金を除く税収などの歳入と過去の借入に対する元利払いを除いた歳出の差のこと。）は、10年連続で黒字を堅持しています。これは、財政再建に向けた取り組みの成果が現れていると言えます。今後とも、行財政改革に取り組み、プライマリーバランスに配慮しながら、引き続き健全な財政運営を行っていきます。

(4) 財政状況及び見通し

グラフ挿入予定

グラフから読み取れる内容を記載

今後、市税収入の大幅な増収は期待できない中、28年度から、合併に伴う普通交付税の特例的措置が段階的に縮小され、大幅な減収見込みとなるとともに、危機管理センター（仮称）や新病院など、新規施設の整備のほか、少子高齢社会の進展による福祉・保健などの社会保障関係費の自然増など、財政需要の増大は、避けられない状況です。

このため、今後の財政運営に当たっては、国の地方財政対策の動向や税収等の状況を慎重に見極め、施策・事業の厳しい取捨選択と行政活動全般にわたる一層の効率化に取り組み、さらなる健全化を推進していきます。

10 総合計画の基本的考え方

本市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえるとともに、人口減少対策に主眼を置いた次の視点をまちづくりに当たっての基本的考え方とします。

(1) コンパクトで持続可能なまちづくり

人口減少、少子・超高齢社会が進展し、都市の成熟が進むことを見据え、本市が長年にわたり活力を失わないよう、ファシリティマネジメントによる既存ストックの活用を図りながら、コンパクトで持続可能な都市経営のサイクルの形成を目指すものとします。

(2) 地域コミュニティを軸としたまちづくり

社会環境が変化していく中で、地域ごとの様々な課題を解決していくため、高松市自治基本条例の理念に基づき、市民が主体となって、地域の個性を生かしながら、自主的、自立的に住みよいまちづくりを進める基盤として、地域コミュニティを軸としたまちづくりの展開を目指すものとします。

(3) 創造性豊かで人間中心のまちづくり

文化芸術などの持つ創造性を生かしながら、地域活性化や農業なども含めた産業振興など、様々な取組を調和させることにより、本市における付加価値を高め、誰もが住みたい、誰もが幸せと感じられる人間中心のまちづくりを目指すものとします。

(4) 健やかで心豊かに暮らせるまちづくり

超高齢社会の本格的な到来を迎える中、高齢者の健康保持と生活の質の向上を支援し、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健やかに暮らし続けられるまちづくりを目指すものとします。

(5) 子どもを生み育てやすいまちづくり

未来を担う子どもの成長や子育てを、社会全体で支援していく環境の整備や子ども子育て支援施策の充実など、「子育てするなら高松市」と言えるまちづくりを目指すものとします。

(6) 若者から選ばれるまちづくり

潤いと豊かさを実感できる、文化芸術の振興や国際交流の推進のほか、中心市街地の活性化や公共交通の利便性向上、さらには、子どもを生み育てやすい環境づくりなど、若い世代にとって、住み続けたい、住んでみたいと思えるような魅力あるまちづくりを目指すものとします。

(7) 安全で安心して暮らせるまちづくり

大地震や集中豪雨等による自然災害への万全の備えのほか、社会環境に起因した交通事故や犯罪等の人為的な災害の未然防止など、市民の生命と財産を脅かす様々なリスクの回避を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すものとします。

マトリックス表(総合計画の基本的考え方)

目指すべき都市像	まちづくりの目標		政策名(21施策)	施策名(60施策)
	1	健やかにいきいきと暮らせるまち	子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実	子どもの成長への支援 子育て家庭への支援
			支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成	地域福祉の推進 地域包括ケアシステムの構築 障がい者の自立支援と社会参加の促進 生活困窮者等への自立支援
				健康づくりの推進 医療体制の充実 社会保障制度の適切な運営
			健康で元気に暮らせる環境づくり	
	2	心豊かで未来を築く人を育むまち	男女共同参画社会の形成	男女共同参画の推進
			社会を生き抜く力を育む教育の充実	学校教育の充実 学校教育環境の整備 子どもの安全確保 青少年の健全育成 家庭・地域の教育力の向上 大学等高等教育の充実
			心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成	生涯学習の推進
	3	活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	基本的人権を尊重する社会の確立	人権尊重意識の普及・高揚 平和意識の普及・高揚
			文化芸術の振興と発信	文化芸術の振興 文化財の保存・活用
			活力を生み出すスポーツの振興	スポーツの振興
			訪れたい観光・MICEの振興	観光客受入環境の整備 観光客誘致の推進
			国際・国内交流の推進と定住の促進	国際・国内交流の推進 移住・交流の促進
			地域を支える産業の振興と経済の活性化	特産品の育成・振興とブランド化の推進 商工業の振興 農林水産業の振興 就業環境の充実
	4	安全で安心して暮らし続けられるまち	安全で安心して暮らせる社会環境の形成	消防・救急の充実強化 防災・減災対策の充実 交通安全対策の充実 防犯体制の整備 生活衛生の向上 消費者の権利保護と自立促進
			環境と共生する持続可能な循環型社会の形成	ごみの減量と再資源化の推進 廃棄物の適正処理 不法投棄の防止 地球温暖化対策の推進 環境保全活動の推進
	5	環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち	豊かな暮らしを支える生活環境の向上	居住環境の整備 身近な道路環境の整備 河川・港湾の整備 みどりの保全・創造 水の安定供給 汚水・雨水対策の充実
			コンパクトで魅力ある都市空間の形成	多核連携型コンパクト・エコシティの推進 景観の保全・形成・創出
			快適で人にやさしい都市交通の形成	公共交通の利便性の向上 自転車の利用環境の向上
			拠点性を発揮できる都市機能の充実	拠点性を高める交通網の整備と利用促進 拠点性を高める道路ネットワークの整備 中心市街地の活性化
	6	市民と行政がともに力を発揮できるまち	参画・協働によるコミュニティの再生	地域コミュニティの自立・活性化 参画・協働の推進 離島の振興
			相互の特長を生かした多様な連携の推進	連携の推進
			健全で信頼される行財政運営の確立	職員力の向上 効率的で効果的な行財政運営の推進

基 本 構 想

扉のページ

1 目指すべき都市像

未 定 稿

2 目標年次

平成35（2023）年度を目標とします。

3 まちづくりの目標

本市は、目指すべき都市像「●●●●●●●●●●●●●●●●●●」を実現していくために、次のとおりまちづくりの目標を掲げ、推進していきます。

目標 1 健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携の下、子どもの成長への支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の自立支援など、支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成に努めます。

また、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健康で元気に暮らせる環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

目標2 心豊かで未来を築く人を育むまち

男女共同参画社会の形成とともに、学校教育の充実や青少年の健全育成など、社会を生き抜く力を育む教育の充実を図るほか、生涯学習の推進により、心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成に努めます。

また、人権尊重意識や平和意識の普及・高揚により、基本的人権を尊重する社会の確立に努めることにより、心豊かで未来を築く人を育むまちの実現を目指します。

目標3 活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち

文化芸術活動の振興、文化財の保存と活用により、文化芸術の振興と発信に努めるとともに、市民の活力を生み出すスポーツの振興を図るほか、観光客の受入環境整備や誘致を推進し、訪れたいくなる観光・MICE（マイス）※の振興に努めます。

また、国際・国内交流の推進と定住の促進を図る中で、多文化への理解を深める交流や移住を推進するほか、特産品の育成・振興とブランド化、商工業や農林水産業の振興、就業環境の充実を図る中で、地域を支える産業の振興と経済の活性化に努めることにより、活力と文化の魅力にあふれる創造性豊かなまちの実現を目指します。

目標4 安全で安心して暮らし続けられるまち

災害や事故などから市民を守るため、安全で安心して暮らせる社会環境の形成を図るとともに、市民一人一人が環境問題への認識を深め、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成に努めます。

また、市民生活における快適性と安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努め、安全で安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

目標5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

多核連携型コンパクト・エコシティの推進とともに、景観の保全・形成・創出に努め、コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るほか、公共交通機関や自転車が利用しやすい、快適で人にやさしい都市交通の形成を図ります。

また、激しさを増す都市間競争において、本市の拠点性を更に高めるため、交通網の整備や利用促進、中心市街地の活性化などにより、拠点性を発揮できる都市機能の充実に努め、環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまちの実現を目指します。

目標6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

市民と行政の適切な役割分担の下、地域コミュニティの自立・活性化や行政の透明性の向上を図ることにより、参画・協働によるコミュニティの再生を図るとともに、国・県を始め、大学や民間など、相互の特長を生かした多様な連携を推進します。

また、職員力の向上を図るとともに、効率的で効果的な行財政運営を推進し、健全で信頼される行財政運営の確立に努める中で、市民と行政がともに力を発揮できるまちの実現を目指します。

4 施策の大綱

まちづくりの6つの目標の実現に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として、次のとおり定めます。

1 健やかにいきいきと暮らせるまち

[政策の方針]

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実

子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図るため、母子の健康の確保と増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、子どもの生きる力を育てる教育や体験学習環境の整備・充実に努めるとともに、障がいのある子やひとり親家庭等の配慮が必要な子どものほか、全ての子どもが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう、子どもの成長への支援に努めます。

また、全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、地域社会全体で支援するとともに、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育て家庭への支援に努めます。

政策2 支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成

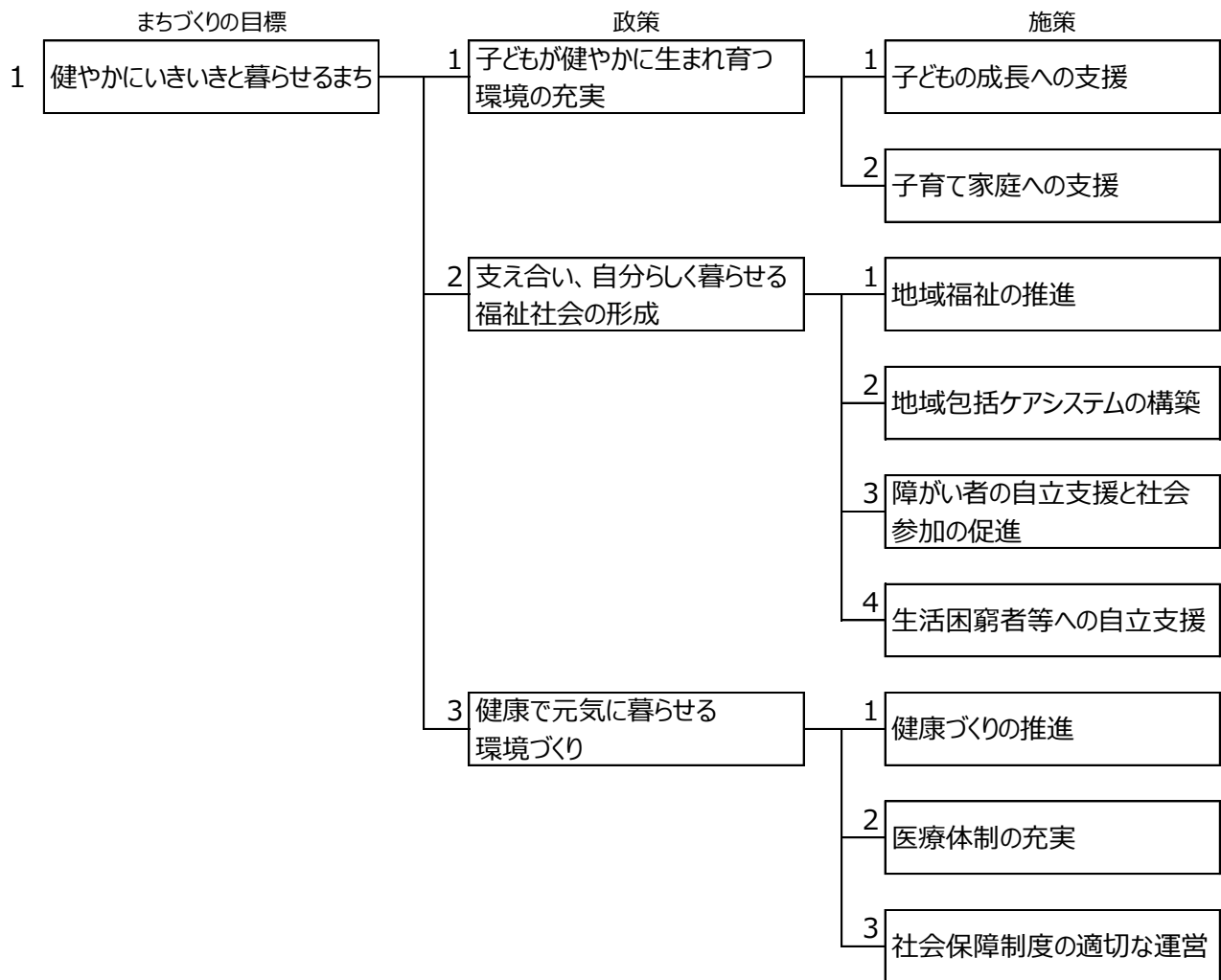
支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成を図るため、ユニバーサルデザインの普及・啓発や、福祉施設の適正な運営など、地域福祉の推進に努めるとともに、高齢者が、住み慣れた地域社会で共に支え合い、健康で生きがいを持ち、尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

また、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等を行えるよう支援するとともに、障がい者の個別性に応じた支援を推進します。また、ライフステージに応じた切れ目ない支援や、社会的障壁の除去と合理的配慮の普及に向けた取組を推進するなど、障がい者の自立支援と社会参加の促進に努めるとともに、早期の自立に向けた生活困窮者等への支援を推進します。

政策3 健康で元気に暮らせる環境づくり

健康で元気に暮らせる環境づくりを図るため、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指し、健康づくりの普及啓発や6つの生活習慣の改善や生活習慣病の発症と重症化予防対策の推進し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた心と体の健康づくりの推進に努めるほか、感染症の発生予防、まん延防止に努めます。

また、医療人材の確保や監視指導などによる医療機関等の適正な運営の確保とともに、市立病院の充実や、救急医療体制の確保に努め、市民が安心できる医療体制の充実を図ります。さらに、国民健康保険を始め、介護保険や後期高齢者医療などの社会保障制度の適切な運営に努めます。



2 心豊かで未来を築く人を育むまち

[政策の方針]

政策1 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画週間における行事など、様々な機会を通じて意識啓発を図るとともに、男女共同参画センターを市民の活動拠点として、家庭・職場・地域など、あらゆる分野への参画の促進や、共に理解し豊かで安心して生活できる環境を整備し、男女共同参画の社会づくりを進めます。

政策2 社会を生き抜く力を育む教育の充実

社会を生き抜く力を育む教育の充実を図るため、次代を担う青少年が、心豊かにたくましく育つよう、基礎・基本を身につける確かな学力の育成や豊かな心と体を育てる教育の推進など、学校教育の充実を図るとともに、学校教育施設の整備や教育機能と就学支援の充実などの学校教育環境の整備、大学等高等教育の充実に努めます。

また、家庭及び地域の教育力の向上を図るとともに、青少年健全育成や、子どもの安全確保対策を推進します。

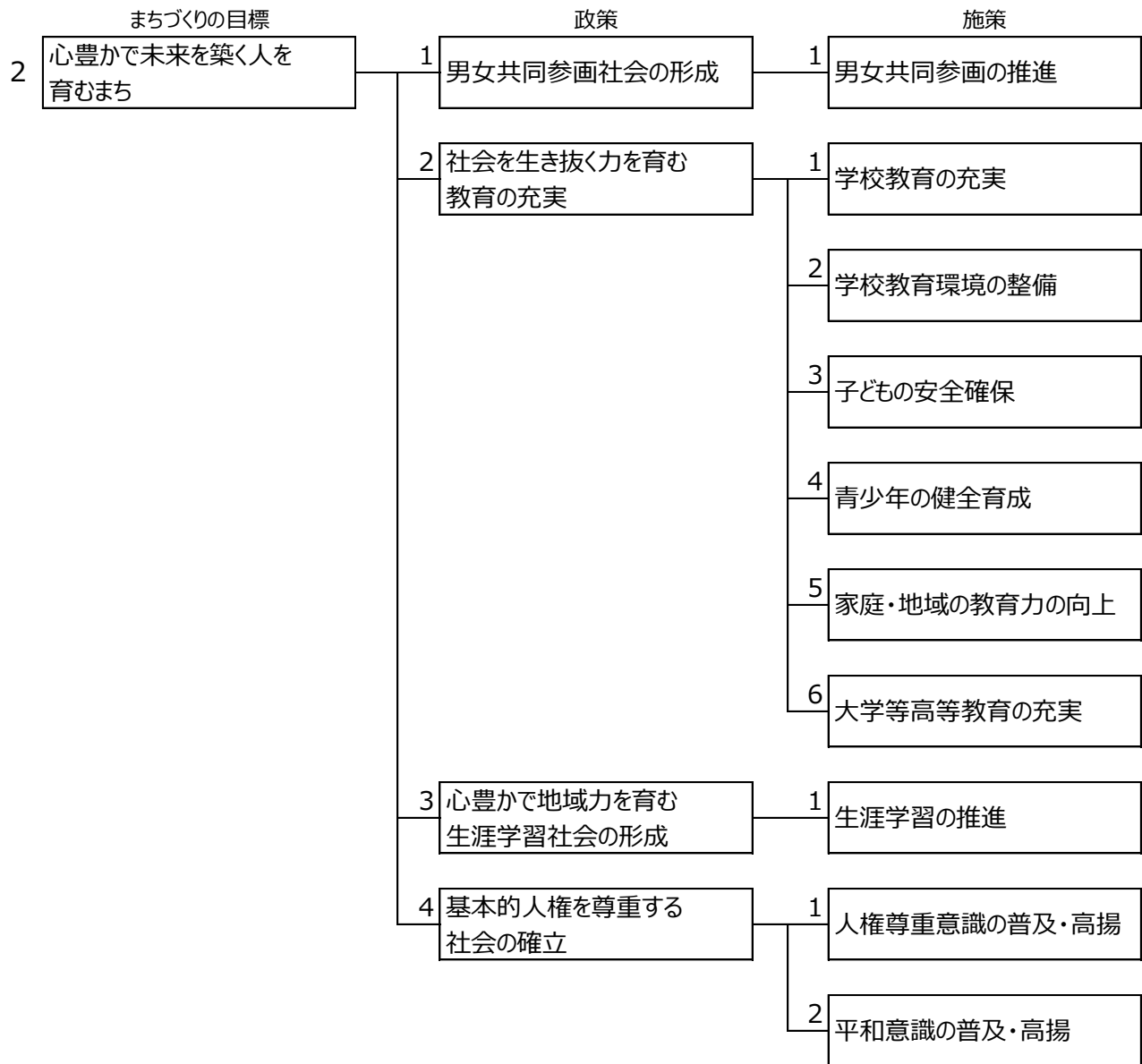
政策3 心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成

心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成を図るため、学習の機会の充実や生涯学習センターを始めとする学習施設等の充実等により生涯学習を推進します。

政策4 基本的人権を尊重する社会の確立

基本的人権を尊重する社会の確立を図るため、同和問題を始めとする様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発を推進するとともに、人権啓発活動拠点の機能を充実し、人権を大切にする社会づくりを進めます。

また、平和意識の高揚を図るため、平和記念館（仮称）を中心に、平和意識の普及・啓発を図り、平和を大切にする社会づくりを推進します。



3 活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち

[政策の方針]

政策1 文化芸術の振興と発信

文化芸術の振興と発信を図るため、瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクールの開催を始め、市民の近くに出向いて行う、文化芸術のアウトリーチ活動など、優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるほか、文化芸術施設の整備と機能の充実に努めるとともに、学校と連携したプログラムの推進や菊池寛の顕彰事業など、教育普及活動や効果的な情報発信を図ります。

また、国の特別史跡讃岐国分寺跡や史跡高松城跡、史跡稻荷山古墳群の整備など、長い歴史と伝統に育まれ、伝承されてきた文化財の保存と活用に努めます。

政策2 活力を生み出すスポーツの振興

活力を生み出すスポーツの振興を図るため、スポーツ活動の促進や屋島陸上競技場など施設の整備を行うほか、市民スポーツフェスティバルの見直しやスポーツ関係団体間の連携強化に取り組むとともに、地域密着型トップスポーツチームの支援や、2020オリンピック・パラリンピック東京大会に伴う事前合宿の誘致等により、市民が、スポーツを「する、観る、支える（育てる）」ことのできる環境を整えます。

政策3 訪れたい観光・MICEの振興

訪れたい観光・MICEの振興を図るため、観光に携わる様々な主体が連携・協力し、魅力あるイベントの振興など、観光資源の活用と創出に取り組むとともに、旅行者が安心して快適に、移動、滞在、観光ができる受入環境を整備します。

また、本市の観光都市としてのブランドイメージを創出するとともに、国内外への、様々な媒体を活用した効果的・戦略的な情報発信と、MICE※による観光客誘致の推進に努めます。

政策4 国際・国内交流の推進と定住の促進

多文化への理解を深める国際・国内交流を推進するため、地域に暮らす全ての市民が、文化や習慣の違いを認めながら、共に生活できる、多文化共生※のまちづくりを進めるとともに、姉妹・友好都市等との友好・親善活動や、民間団体などの多様な交流活動を支援するなど、国内外の様々な地域との相互理解を深める国際・国内交流を推進します。

また、定住の促進を図るため、移住フェアでの情報発信や地域おこし隊の受入など移住・交流の促進に努めます

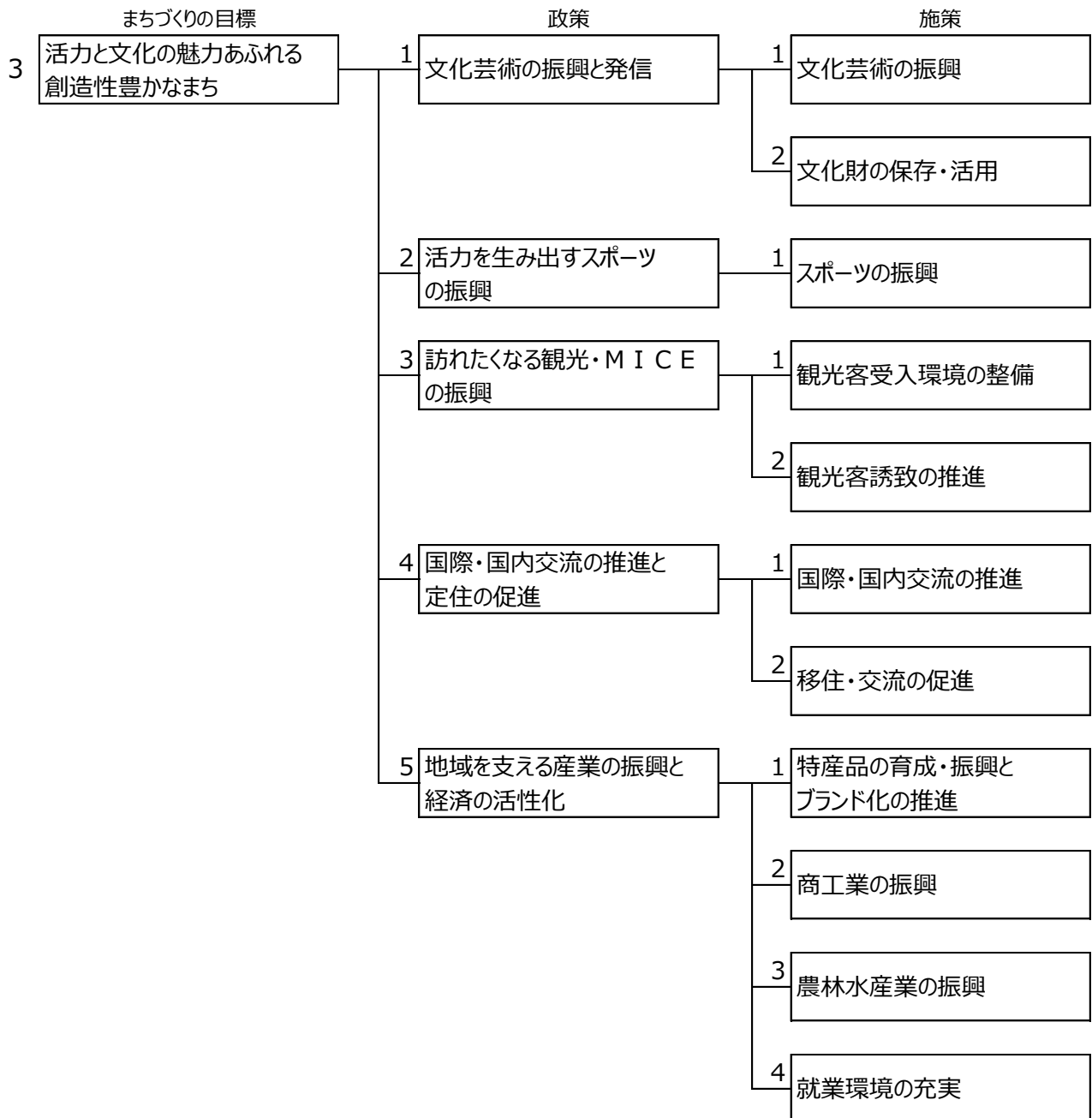
政策5 地域を支える産業の振興と経済の活性化

地域を支える産業の振興と経済の活性化を図るため、中小企業等の育成と振興や、中央商店街のにぎわいづくりを推進し、商工業の振興に努めるほか、農地や森林の保全や、安全・安心で良質な農水産物の生産を振興するとともに、生鮮食料品等の流通の強化な

ど、農林水産業の振興を図ります。

また、庵治石や盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、ブランド化に向けた取組を推進します。

また、いきいきと働ける環境の充実のため、就業支援を推進するとともに、勤労者福祉の充実に努めます。



4 安全で安心して暮らし続けられるまち

[政策の方針]

政策1 安全で安心して暮らせる社会環境の形成

安全で安心して暮らせる社会環境の形成を図るため、防災体制の整備・充実により、南海トラフ地震など各種災害への対応能力の向上を図るとともに、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防・救急の充実強化や防災・減災対策の充実に努めます。

また、市民及び警察等関係機関との連携を強化する中で、防犯体制の整備や交通安全対策の充実を図るとともに、食品・環境衛生対策など生活衛生の向上、消費者の権利保護と自立促進に努めます。

政策2 環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため、環境保全意識の啓発等の環境保全活動を推進するとともに、温室効果ガス排出量を抑制するなどの地球温暖化対策を行い、低炭素社会を構築します。

また、ごみの減量と再資源化を推進するとともに、一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄の防止に努めます。

政策3 豊かな暮らしを支える生活環境の向上

市民の豊かな暮らしを支える生活環境の向上を図るため、生活道路・公園の整備、緑の保全・創造を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査の推進など、生活基盤の整備・充実を図ります。

また、自己処理水源の確保を始め、浄水場の老朽設備の更新や耐震化、県内水道広域化などに取り組み、安定給水の確保を図るとともに、水質検査体制の充実による安全で良質な水の供給や持続可能な水環境の形成に努めます。

また、雨水・污水対策の充実を図るとともに、港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図ります。



5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

[政策の方針]

政策1 コンパクトで魅力ある都市空間の形成

コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るため、人口減少、少子・超高齢社会においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、地域における拠点性の確保を図るなど、多核連携型コンパクト・エコシティの推進に努めます。

また、自然・都市・歴史・文化の調和した、だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる、美しいまちの実現に向け、景観の保全・形成・創出に努めます。

政策2 快適で人にやさしい都市交通の形成

多様な交通が有機的に連携した快適で人にやさしい都市交通の形成を図るため、過度に自動車に依存せず、だれもが安全で快適に移動することができるよう、生活バス路線の確保、離島航路への支援など、公共交通機関の充実・強化や主要な駅等におけるパーク・アンド・ライド※の推進など、公共交通の利便性の向上を図ります。

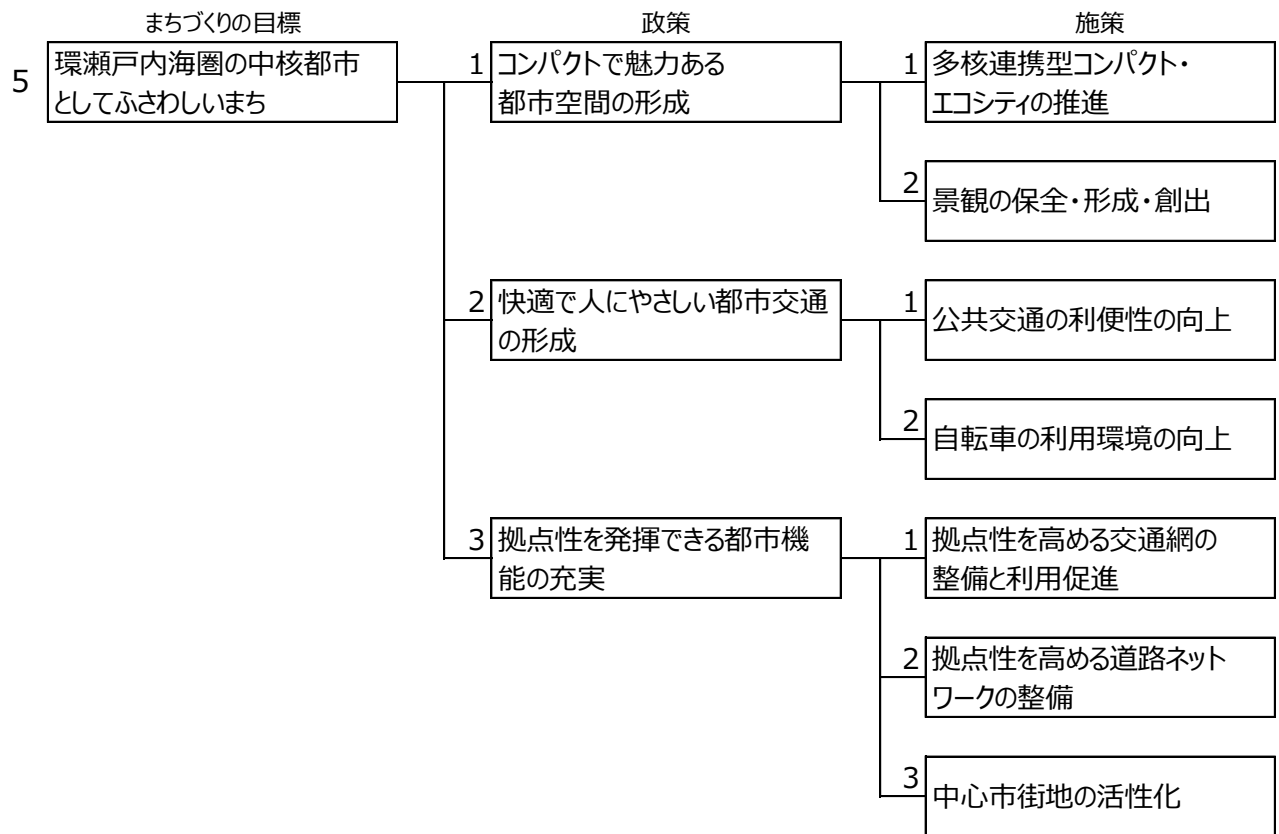
また、人々が自転車安全で快適に利用できるよう、駐輪場や自転車走行空間の確保を始め、レンタサイクルや放置自転車対策などの事業を進めるとともに、自転車利用者のマナー向上に努め、自転車の利用環境の向上を図ります。

政策3 拠点性を発揮できる都市機能の充実

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の充実を図るため、高松空港や高松港の機能強化、四国新幹線の導入促進など、拠点性を高める交通網の整備と利用促進を進めます。

また、市内の都市計画道路の整備により、道路交通の円滑化・安全性の向上など、拠点性を高める道路ネットワークの整備を進めます。

また、サンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進し、人々の回遊性を高める歩行者空間の整備に努めるなど、中心市街地の活性化に努めます。



6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

[政策の方針]

政策1 参画・協働によるコミュニティの再生

参画・協働によるコミュニティの再生を図るため、新しい公共の担い手として、地域コミュニティ協議会が地域社会の中心的な役割を果たし、地域のまちづくりが活性化するように、組織体制の充実を図るとともに、地域のリーダー養成や地域コミュニティ協議会事業への財政支援などを行い、コミュニティの自立・活性化に努めます。

また、多様なパートナーシップのもと、市民活動センター機能の拡充や協働の担い手の育成など、協働事業を充実させるとともに、広聴・広報活動の充実、情報の公開・提供などによる行政の透明性の向上を図り、参画・協働の推進に努めます。

また、女木島、男木島及び大島、それぞれの島の特性や瀬戸内国際芸術祭の経験を生かし、多様な主体が参加・協働して島の魅力を生かした島づくりに取り組むことにより、交流・定住人口の拡大を目指し、離島の振興に努めます。

政策2 相互の特長を生かした多様な連携の推進

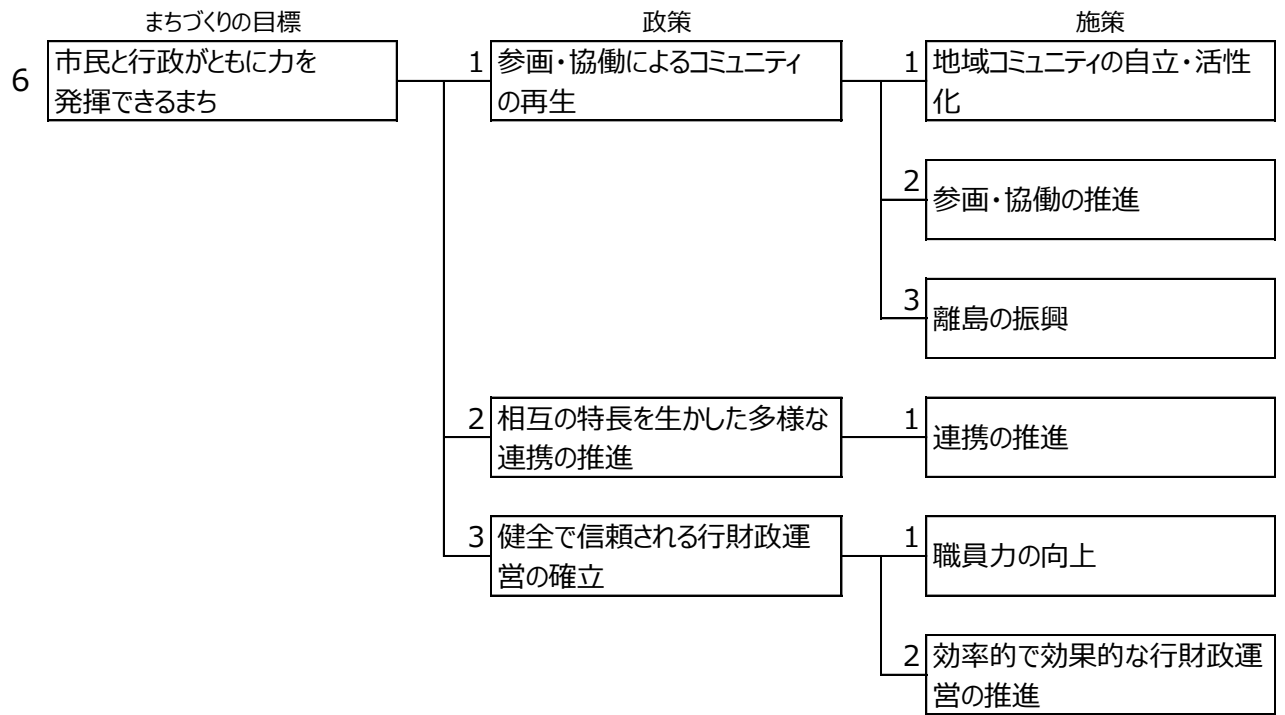
相互の特長を生かした多様な連携の推進をするため、近隣自治体と連携し、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を始め、経済成長や高次の都市機能の集積・強化に資する事業の充実に取り組むとともに、香川県との連携強化を図り、連携事業の創出に取り組みます。

また、産・官・学・金・労等、多様な主体との連携強化を図り、地域経済の活性化や各種課題の解決を目指します。

政策3 健全で信頼される行財政運営の確立

健全で信頼される行財政運営の確立するため、市民から信頼される職員を目指し、「高松市人財育成ビジョン」や「高松市コンプライアンス推進施策」を実施し、職員の意識改革と資質の向上など職員力の向上を図ります。

また、これまでに引き続き、「行財政改革計画」を継続して策定し、進行管理を行う中で、行財政改革の推進を図るとともに、自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効率的に配分することにより、後年度に過大な債務負担を残さないよう効率的で効果的な行財政運営の推進に努めます。



5 人口減少への対応

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、平成38年には1億2000万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると推計されています。

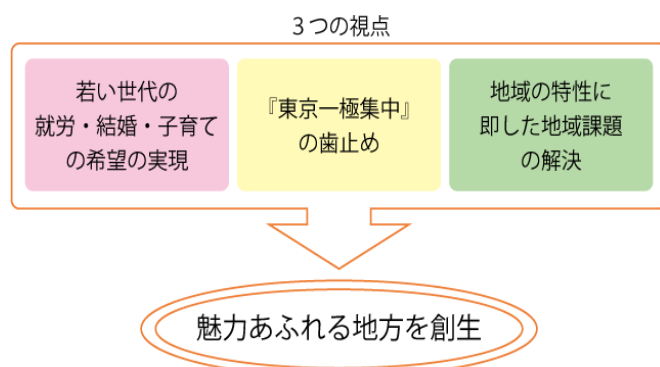
人口減少に伴い様々な悪影響が懸念される中であっても、本市が、活力を失わず、市民が真の豊かさを実感できる、持続可能なまちづくりを推進し、更には人口流出を食い止める、若しくは人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めていくため、本総合計画は、人口減少、少子・超高齢社会への対応に主眼を置いた計画とします。

また、総合計画を補完・具体化していくものとして、下記の3つの個別計画についても、総合的かつ戦略的に取り組みます。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においても、たかまつ版創生総合戦略を策定し、将来の人口急減への備えとして、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小の悪循環を断ち切り、地方において、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む「好循環」を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、その「好循環」を支える「まち」に活力を取り戻すことにつながるよう、幅広い分野での実効性のある対策に取り組みます。

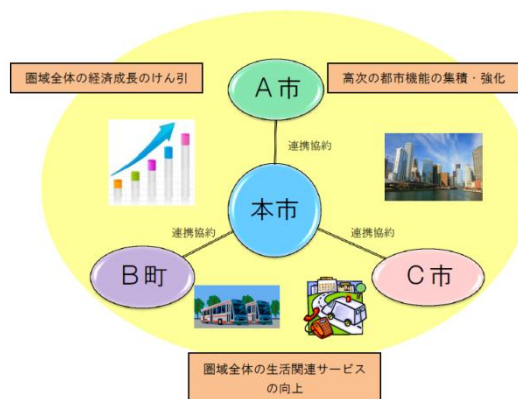


(2) 連携中枢都市圏の形成

連携中枢都市制度は、人口減少、少子・超高齢社会にあっても、経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、地方圏域の中核的な役割を果たす中心都市と圏域内の市町が連携協約を締結し、新たな広域連携を進める都市制度です。

その中心となる連携中枢都市には、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの役割が期待されています。

本市は、中心市として、圏域を構成する近隣市町はもとより、地元企業や大学、研究



機関、金融機関等とも連携を図り、地域の特性や資源を最大限活用しながら、その期待される3つの役割に関して、具体的に取り組んでいくことで、圏域全体の魅力の向上を図るとともに、四国内及び環瀬戸内海圏における中核的都市としての拠点性を更に高めていきます。

（３）多核連携型コンパクト・エコシティの推進

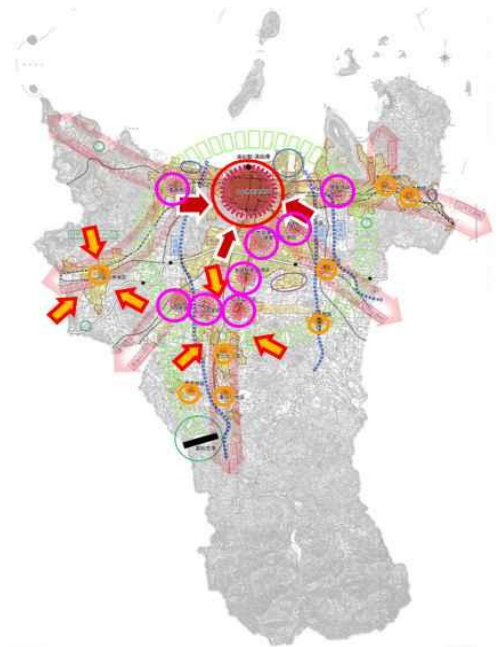
我が国では、戦後、一貫して人口増加が続き、労働力や需要の拡大を前提として、公共事業などを始めとする社会資本の整備が進められてきました。

一方、人口減少、少子・超高齢社会の到来により、労働人口の減少、税収規模の縮小が見込まれる中、低密度な拡散型の都市構造は、これまで蓄積した社会資本ストックの維持管理等にかかる経費の増大に加え、新たなインフラ整備に伴う行政コストの増大などにより、今後の健全な自治体運営に著しい支障を来すこととなります。

このような中、本市では、30年後、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、平成25年に策定した多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に基づき、集約拠点へ都市機能を誘導し、市街地の拡大を抑制する集約型都市構造への転換に取り組んでいます。

平成26年8月には、都市再生特別措置法が改正され、市町村は、住居や都市機能増進施設の立地の適正化などについて具体的に定める、立地適正化計画を策定することができることとされました。

この法改正は、本市が目指している多核連携型コンパクト・エコシティの推進を後押しするものであり、まちづくりの方向性を市民や事業者の方々としっかり共有しながら、立地適正化計画を策定し、本市施策を将来にわたり着実に実現していきます。



6 総合計画の推進

本市の目指すべき都市像の実現に向け、まちづくりの目標にかかげる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、総合計画の推進に当たっては、健全な財政運営を図るとともに、適切な進行管理に努めます。

施策の方針

扉のページ

抜 粋

施策名：（１１２）子育て家庭への支援

[目的]

全ての子育て家庭が、心身ともにゆとりをもって子育てができる環境を整えます。

[現状]

少子化・核家族化の進行や、地域社会とのつながりの希薄化により、子育てに関する日常的な支援や助言を受けることが困難になりつつある中で、家庭で子育てをしている保護者は、不安感や孤立感を抱えながら、子育てを行っていることも少なくなく、子育て力の低下が懸念されているところです。

また、保護者の就労形態などの多様化により、子育て支援に対するニーズの多様化も進んでおり、安心して子育てが行えるよう、社会全体で、子育て家庭を支援する仕組みづくりが必要となっています。

このことから、本市では、保育所や地域子育て支援拠点施設などで、育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援などを実施し、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制を整備するほか、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な働き方を支援する保育サービスの充実を進めています。

また、就学児童については、両親ともに働いている家庭の増加に伴い、安全・安心に過ごせる放課後児童クラブの充実に取り組んでいます。

更に、子ども医療費の助成や、多子世帯の保育料の減免など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための取組も実施しています。

[課題]

- 子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て中の親の孤独感や不安感を解消するため、家庭や地域における子育て機能の充実が求められています。
- 子どもの医療費や保育料の負担軽減など、経済的な理由により、子どもを持つことをあきらめることがないよう、各種支援を行うことが必要です。
- 保護者の就労形態や就労時間が多様化する中、子育てと仕事の両立を支援するため、あらゆる保育サービスや放課後児童対策の充実が求められています。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 地域における子育て支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、子ども医療費の助成や多子世帯の保育料の減免など、各種の経済的な支援を行うほか、地域社会全体で子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業など、子育て家庭に対するサポート体制の充実を図ります。

2 子育てと仕事の両立支援

保護者の就労形態や就労時間の多様化に対応し、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など市民ニーズに即した保育サービスの提供に努めるほか、放課後児童クラブの拡充などに取り組みます。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年)	目標値 (平成35年)
子育て支援拠点施設 年間利用者数（人）	子育て支援拠点施設を利用した人数	55,390		
放課後児童クラブ入会率（%）	放課後児童クラブ 利用申込者のうち 入会した割合	97.0		
保育施設待機児童数（人）	4月1日現在での 保育施設待機 児童数	48		

施策名：（２２１）学校教育の充実

[目標]

子どもたちの確かな学力と、豊かな心と体を育成するとともに、教員の資質の向上と教育指導体制を充実させます。

[現状]

教育を取り巻く環境が大きく変化している中、本市では、少人数学級や特別支援教育、英語教育の推進や充実など、子どもたちの学力向上に取り組んできました。

また、学校現場での問題行動の未然防止、早期対応が求められており、スクールソーシャルワーカー、ハートアドバイザーの配置や適応指導教室の運営、体験活動や環境学習を通じた豊かな感性の醸成など、子どもたちの心身の健康保持に取り組んでいます。

さらに、子どもたち一人一人の特性に合わせた教育が望まれており、教職員の経験年数に応じた研修を充実させるなど、教員の資質の向上と教育指導体制の充実にも取り組んでいます。

しかしながら、人口減少、少子・超高齢社会の到来を迎え、教育現場では、子どもたちの学力の二極化やいじめ・不登校の問題、教員の資質向上など、多くの課題あります。

[課題]

- 学習状況調査等の結果において、「思考力・判断力・表現力」に課題が見られるため、自分の考えや思考過程を表現する力を身に付けていく必要があります。
- 体力・運動能力調査の結果が全国平均を下回っているため、運動習慣の改善に取り組み、児童・生徒の体力向上を図る必要があります。
- 各種学校支援員の有為な人材確保を計画的に進めていく必要があります。

図表／写真等

[取組方針]

1 確かな学力の育成

知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、総合的な学力向上を図るため、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成や、少人数学級の推進、学校二一ズに応じた特別支援教育支援員・サポーター、英語指導員、理科教育支援員等を配置するなど、きめ細かな指導に取り組むとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの教育や指導を充実させます。

また、自主と自立に拠る自由の精神を備えた人間を育成するため、高等学校教育を充実させることなどにより、確かな学力の育成に取り組めます。

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

運動に親しむ習慣づくりや、家庭との連携により、望ましい生活習慣の定着を図り、心身の健康の保持増進に取り組めます。

また、公共の精神、自他を尊重して関わり合う力や、豊かな人間性、社会性を育むため、道徳教育や伝統・文化・国際理解に関する教育、学校図書館指導員を活用した読書活動の充実など、豊かな心と体を育てる教育の推進に取り組めます。

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

これからの社会で求められる教育の展開や学校現場の諸課題へ対応するため、教員に対する研修を充実させるほか、学校評価の推進による学校運営の自立的・継続的な改善に取り組めます。

また、市費講師等の配置などによる教育指導体制の充実に取り組むとともに、地域住民・保護者と協働して開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組めます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 （平成31年）	目標値 （平成35年）
学校評価平均評価得点 （確かな学力の育成に関すること）	各校の評価得点（最高値4点、最低値1点）の平均点	3.16		
学校評価平均評価得点 （体力・運動能力の育成に関すること）	各校の評価得点（最高値4点、最低値1点）の平均点	—		

施策名：（３１１）文化芸術の振興

[目的]

市民が生き生きと心豊かに暮らせる魅力ある高松の実現を目指し、文化芸術を振興させます。

[現状]

文化芸術は、人々に生きる喜びや誇りを与え、心豊かな市民生活を築く基盤となるものです。

文化芸術活動の推進事業として、学校巡回芸術教室、デリバリーアーツ事業、まちなかパフォーマンス事業、市民文化祭など地域に根ざした事業を実施するとともに、瀬戸内国際芸術祭、高松国際ピアノコンクールなど国内外に向けて発信できる国際的な事業も実施しています。また、美術館においては、自主企画展の開催など、展覧会の充実を図っています。

また、郷土が生んだ文壇の大御所・菊池寛の業績を顕彰し、市民の文学に対する理解と関心を深めるため、文学展や文学講演会、文芸講座や読書感想文講座を開催するほか、郷土文化・文学の向上を図るため、文学作品を公募し、優れた作品に香川菊池寛賞や菊池寛ジュニア賞を贈呈しています。

[課題]

- 県内外に誇れるイベントの継続的開催と効果的な広報が必要です。
- 多くの人々が文化芸術に触れることができるよう、地域に出向いての活動や、中央商店街との連携推進が重要です。
- 子どもたちの文化芸術への理解と関心を深めるため、教育普及事業としての拡充が重要です。
- 菊池寛の偉業について、市民の認識を高めるため、菊池寛記念館などの認知度向上と展示内容の充実や情報発信が必要です。
- 気軽に立ち寄れる美術館となるため、文化芸術を身近に感じられる環境づくりが必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 文化芸術活動の推進

高松市文化芸術振興計画に沿って、地域に出向いての文化芸術の公演活動を継続するとともに、美術館事業や文化芸術事業を中央商店街と連携して、より幅広い世代の集客を図るほか、既存の文化芸術施設の利用を含め、積極的・効果的な情報発信に取り組みます。

また、美術館に新設する、こどもアートコーナーを利用した教育プログラムを構築するとともに、学校との連携プログラムを持続させるほか、菊池寛の偉業についての学習機会の充実などを図ります。

2 国際的な発信力を持つイベントの推進

瀬戸内国際芸術祭を開催するとともに、開催年以外においても、作品の維持管理やアートイベント活動を展開する、ART SETOUCHIを定着させます。

また、高松国際ピアノコンクールを開催するとともに、開催年以外においても、審査員や入賞者等のリサイタル事業、公開レッスン、地域での演奏会等を開催するなど、コンクールの知名度や質の向上を図ります。

3 文化芸術施設の整備と機能の充実

文化芸術ホールや美術館等の施設を適切に維持・管理し、イベントや展覧会等の開催、収蔵品の保管及び来館者の安全確保に取り組みます。

また、美術館などにおいて、美術品等の取得方針に基づき、収蔵する美術品等の計画的・系統的な収集に努めます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 （平成31年）	目標値 （平成35年）
文化芸術ホールにおいて開催される事業の参加者数（人）	文化芸術ホールにおいて開催される事業の参加者数	201,300		
地域に出向いての文化芸術活動（アウトリーチ事業）の参加者数(人)	アウトリーチ事業の参加者数	63,152		
美術館来館者（人）	高松市美術館及び塩江美術館の展覧会観覧者、イベント参加者、講座室利用者等合計人数	127,350		

施策名：（４１１）消防・救急の充実強化

[目的]

消防力を維持向上させるとともに、救急体制を強化し、迅速化を図ります。

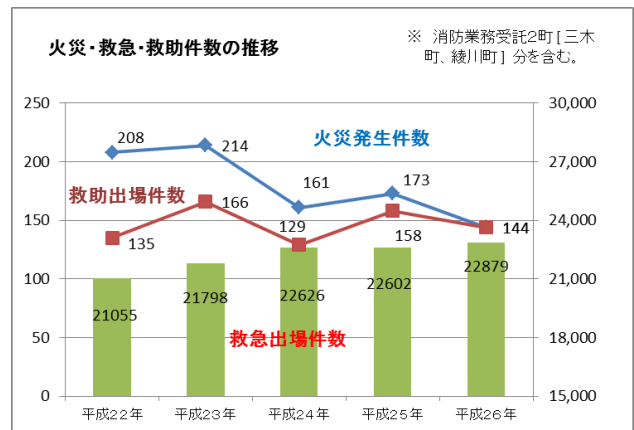
[現状]

市街化の進展や合併による市域の拡大に適切に対応できる効果的な消防体制を構築するとともに、近い将来、発生が確実視されている南海トラフ地震等の災害に備え、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するため、南消防署の移転整備や既存消防庁舎の耐震改修工事に取り組んできました。

更に、消防署所等適正配置計画に基づき、新東消防署や朝日分署の移転整備に取り組んでいます。加えて、市内９６カ所の消防屯所につ

いても、老朽度や狭あい度を勘案し、計画的に整備を進めています。更に、老朽化した消防車両の計画的な更新や耐震性貯水槽・消火栓の計画的な整備のほか、アナログ式消防・救急無線のデジタル化や老朽化している消防指令システムの改修など、危機管理センター（仮称）の整備に併せて、総合的な消防力の充実に努めています。

また、近年、増加傾向にあり、１日当たり約６０件にも上る救急出場件数を抑制し、迅速な救急体制を維持向上させるため、救急車の適正利用に関する周知啓発等を実施しています。



[課題]

- 効果的な消防体制を構築するため、消防署所・消防屯所の計画的な整備を更に進めるとともに、消防力を維持向上させるため、消防車両の計画的な更新整備に取り組む必要があります。
- 地域の防災力を高めるため、消防団活動の充実・強化を図るとともに、これを担う消防団員の加入促進に努める必要があります。
- 安易な救急要請による救急出場件数を抑制するため、救急車の適正利用に関する周知啓発に取り組むとともに、救命率の向上を図るため、応急手当講習の市民受講者数の増加に取り組む必要があります。
- 住宅防火推進のため、各家庭において住宅用火災警報器の設置が促進されるよう周知・広報に取り組む必要があります。

[取組方針]

1 消防施設・設備の整備

近い将来、発生が確実視されている南海トラフ地震等の災害に備え、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するため、消防署所等適正配置計画に基づき、コスト縮減を図りながら、消防署所の適正配置・耐震化に取り組みます。更に、消防屯所は老朽度や狭あい度を勘案しながら、計画的な整備を継続します。加えて、消防車両については、老朽度を見極めながら、計画的に更新整備を行い、総合的な消防力の維持向上に取り組みます。

2 消防団の充実・強化

消防団は、地域の防災力を担い、地域に密着し、自分たちの地域は、自分たちで守る。という自助・共助を発現する重要な組織であることから、その活動の更なる充実・強化を図ります。また、各分団や地域コミュニティ協議会等と連携して、消防団員の加入促進に取り組みます。

3 救急活動の推進

救急車の適正利用を推進するため、各種広報媒体を活用し、啓発に努めるとともに、関係機関に協力を求めます。加えて、市民に対する応急手当講習を定期的を実施するとともに、受講者の増加を図り、救急率の向上に取り組みます。併せて、離島における救急艇による搬送体制を維持・向上に努めます。

4 火災予防活動の推進

住宅防火推進のため、住宅用火災警報器設置による奏功事例などを活用し、警報器設置の広報を積極的に行います。更に、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止するため、火災予防運動の更なる推進に取り組みます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 （平成31年）	目標値 （平成35年）
住宅火災件数（件）	年間の住宅火災件数（暦年）	41		
救命率（％）	心肺停止傷病者が社会復帰した割合（暦年）	2.8		
消防団員の充足率（％）	消防団員の定数に対する実員の割合（年度）	90.8		

施策名：（５２１）公共交通の利便性の向上

[目的]

市民の活動を支える多様な移動手段を確保するとともに、公共交通の利便性を向上します。

[現状]

自動車に依存しないライフスタイルを実現するため、公共交通と自転車を活用したまちづくりが展開できるよう、市民を始め交通事業者など関係者の理解と協力の下、将来を見据えた本市にふさわしい交通体系の構築を目的として、平成２２年１１月に高松市総合都市交通計画を策定するとともに、２５年９月に制定した高松市公共交通利用促進条例の理念を踏まえた種々の施策の推進に取り組んでいます。

多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、鉄道を基軸とする公共交通ネットワークの再構築に取り組んでいます。

また、鉄道駅のバリアフリー化や低床バス車両の導入、生活バス路線の維持充実、離島航路への運航などを支援するとともに、カーフリーデー高松を開催するなど公共交通の利用が定着するよう広報・啓発活動にも取り組んでいます。

[課題]

- コンパクト・エコシティを目指す都市として、環境負荷の大きい自動車交通から脱却するとともに、既存の公共交通基盤を活かし、交通事業者等と連携しながら、効率的で持続可能な公共交通サービスの構築が必要です。
- 多様な交通手段が有機的に連携した、快適で人にやさしい都市交通の形成・公共交通サービスの充実が必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 目指す都市構造と整合した都市交通システムの構築

コンパクトで魅力的なまちづくりの実現に寄与し、持続可能な公共交通ネットワーク・サービスを形成するため、市内全域を対象とした公共交通体系の再編に取り組みます。

2 人と環境にやさしい、持続可能な公共交通サービスの導入

地域の実情に即した、高齢者や子ども等の交通弱者に対する移動手段の確保など、国・県及び交通事業者等と協力し、ハード・ソフトの両面から公共交通の利便性の向上に取り組みます。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 （平成31年）	目標値 （平成35年）
公共交通機関利用率（％）	本市の人口のうち、公共交通機関利用者数※1の割合	13.7		
ノンステップバス導入率（％）	全体の車両数に占めるノンステップバス車両の割合	56		

※1 公共交通機関利用者数とは、電車及びバスの1日当たりの利用者数である。

施策名：（６１１）地域コミュニティの自立・活性化

[目的]

地域の個性及び自立性を尊重した、地域のまちづくりを担う地域コミュニティの自立と活性化を促進します。

[現状]

地方分権の進展に伴い、都市内分権への取組の必要性が高まる中、身近な課題は地域の人たちが自らの問題として捉え、解決に向けて積極的に取り組む“地域みずからのまちづくり”が求められています。

本市では、おおむね小学校区単位で、連合自治会を始め、地域の各種団体、企業及び市民活動団体等の多様な主体が連携し、地域コミュニティ組織の構築が進んでおり、高松市自治基本条例の条文に地域コミュニティ協議会について規定するなど、地域コミュニティを軸としたまちづくりを進めています。

これまで、地域コミュニティ組織の強化やコミュニティ活動の支援のため、事務局体制の強化に対する支援や地域まちづくり交付金の交付、活動の拠点となるコミュニティセンターの整備等、地域コミュニティ協議会の自立と活性化に向け取り組んできました。

その結果、地域が主体的にまちづくりを行う環境が徐々に一定、整いつつありますが、一方で、都市化や核家族化等の進展等に伴い、自治会への加入率は、年々低下しており、また、コミュニティ活動におけるリーダーの高齢化、固定化などの課題を抱えています。

[課題]

- 自治会の加入率が低下している中、コミュニティ意識の醸成や地域のまちづくり活動の支援を通じ、地域におけるコミュニティ機能を再生させる必要があります。
- コミュニティ活動を推進する人材が高齢化、固定化しており、リーダーとなる人材を育成する必要があります。
- 老朽化、狭あい化しているコミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの計画的な整備が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 コミュニティ組織の強化・充実

新しい公共の担い手として、地域コミュニティ協議会が地域社会の中心的な役割を果たし、地域のまちづくりが活性化するように、人材、組織体制の強化・充実に対する支援に取り組めます。

2 コミュニティ活動の支援

地域を支えるリーダーとなる人材の育成や地域コミュニティ協議会の事業への財政支援等を行い、地域コミュニティの自立と活性化に取り組めます。

図表／写真等

3 コミュニティ活動拠点の整備・充実

地域住民による自主的、主体的なコミュニティ活動の推進を図るため、コミュニティセンター等の活動拠点の整備に計画的に取り組めます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 （平成31年）	目標値 （平成35年）
自治会加入率(%)	世帯のうち自治会加入世帯の割合	62.4		
地域コミュニティ人材養成研修参加者数(人)	市が主催する研修、講習会への参加者数	313		

総合計画の推進

扉のページ

- (予定)
- ・ マネジメントサイクルによる進行管理
 - ・ 施策目標と目標値の意義
 - ・ 施策成果指標一覧表

付 属 資 料

扉のページ

- (予定)
- ・ 総合計画策定経過
 - ・ 関係条例、規程等
 - ・ 総合計画審議会関係
 - ・ 用語解説 等



市民と市長の意見交換会の開催について（お知らせ）

「第6次高松市総合計画（仮称）」や、地方創生の地方版である、「たかまつ創生総合戦略（仮称）」の策定等に当たり、将来のまちづくりや市政全般について、市民の皆様と市政の課題を共有しながら、幅広い率直な御意見等をお聞きし、今後の新しい総合計画等への市民の意見等の反映と、市民参加のまちづくりを進めるため、市民と市長の意見交換会を開催します。

総合計画とは？

市政を運営していく上で必要な、将来のまちづくりや市政全般の基本方針となる重要な計画であり、会社で例えていうと、経営方針のようなもので、現在策定中の総合計画は、平成28年度～35年度までの8年間の計画としています。

たかまつ創生総合戦略（仮称）とは？

人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、本市の実情に応じた人口減少対策等に関する施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画で、平成27年度～31年度までの5年間の計画としています。

開催日時と会場

☆参加希望の方は、直接会場へお越しください。☆

（会場への地図は裏面にあります。）

平成27年

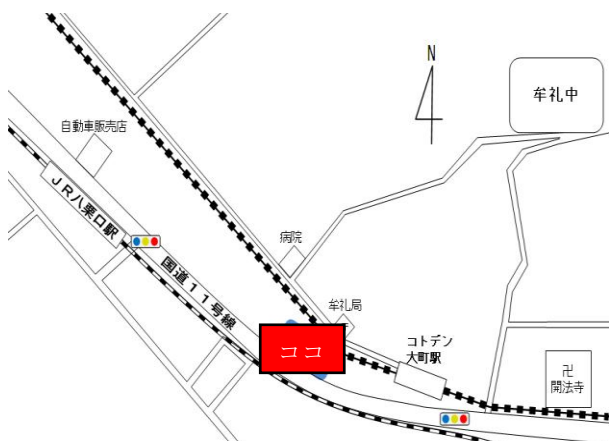
- ① 7月13日（月） 19:00～20:30 牟礼コミュニティセンター
- ② 7月18日（土） 14:00～15:30 川東コミュニティセンター
- ③ 7月18日（土） 19:00～20:30 川島コミュニティセンター
- ④ 7月21日（火） 19:00～20:30 国分寺会館
- ⑤ 7月24日（金） 19:00～20:30 ふれあい福祉センター勝賀
- ⑥ 7月27日（月） 19:00～20:30 高松市役所13階大会議室
- ⑦ 7月29日（水） 19:00～20:30 仏生山コミュニティセンター

※地域に関係なく参加できますので、御都合のよい日に御参加ください。

※できるだけ公共交通機関を御利用ください。

① 牟礼コミュニティセンター（牟礼町牟礼 302-1）

TEL087-845-4111



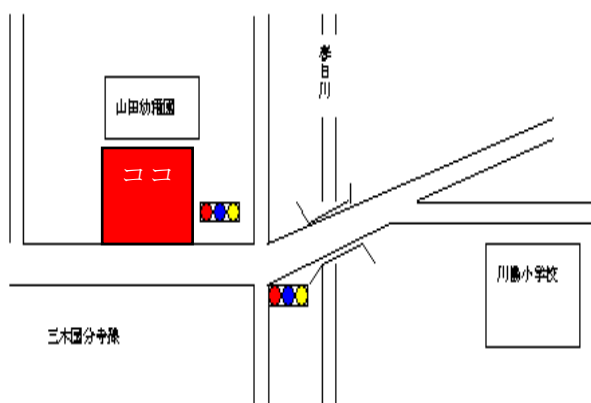
② 川東コミュニティセンター（香川町川東上 1865-13）

TEL 087-879-4215



③ 川島コミュニティセンター（川島本町191-2）

TEL 087-848-0054



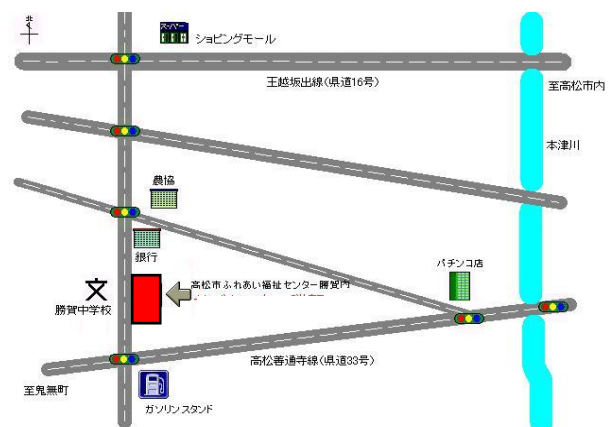
④ 国分寺会館（国分寺町新名430-2）

TEL 087-874-1111



⑤ ふれあい福祉センター勝賀（香西南町 476-1）

TEL 087-882-6950



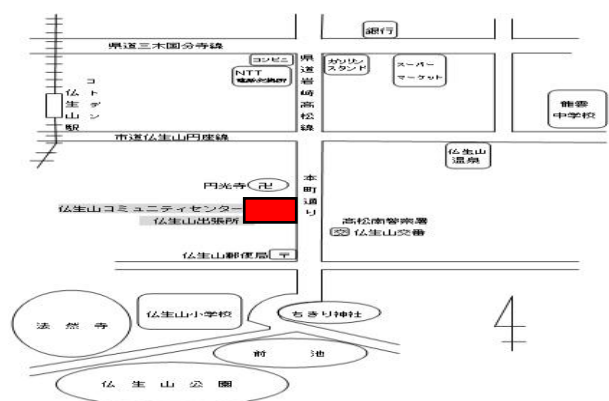
⑥ 高松市役所（番町 1-8-15）

TEL 087-839-2135



⑦ 仏生山コミュニティセンター（仏生山町乙 45-4）

TEL 087-889-4955





第6次高松市総合計画（仮称）【素案】

等説明会の開催について（お知らせ）

「第6次高松市総合計画（仮称）」や、地方創生の地方版である、「たかまつ創生総合戦略（仮称）」の策定等に当たり、将来のまちづくりや市政全般について、市民の皆様と市政の課題を共有しながら、幅広い率直な御意見等をお聞きし、今後の新しい総合計画等への市民の意見等の反映と、市民参加のまちづくりを進めるため、第6次高松市総合計画（仮称）【素案】等説明会を開催します。

総合計画とは？

市政を運営していく上で必要な、将来のまちづくりや市政全般の基本方針となる重要な計画であり、会社で例えていうと、経営方針のようなもので、現在策定中の総合計画は、平成28年度～35年度までの8年間の計画としています。

たかまつ創生総合戦略（仮称）とは？

人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、本市の実情に応じた人口減少対策等に関する施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画で、平成27年度～31年度までの5年間の計画としています。

開催日時と会場

☆参加希望の方は、直接会場へお越しください。☆

（会場への地図は裏面にあります。）

平成27年

- ① 7月30日（木） 13:00～14:30 男木コミュニティセンター
- ② 7月30日（木） 15:30～17:00 女木コミュニティセンター
- ③ 7月31日（金） 19:00～20:30 屋島コミュニティセンター
- ④ 8月 3日（月） 19:00～20:30 一宮コミュニティセンター
- ⑤ 8月 4日（火） 19:00～20:30 太田コミュニティセンター
- ⑥ 8月 6日（木） 19:00～20:30 木太コミュニティセンター
- ⑦ 8月 7日（金） 19:00～20:30 塩江コミュニティセンター

※地域に関係なく参加できますので、御都合のよい日に御参加ください。

※できるだけ公共交通機関を御利用ください。

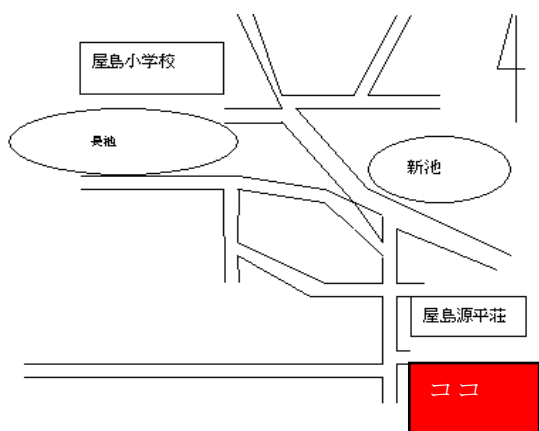
- ① **男木コミュニティセンター**（男木町 134）
TEL 087-873-0002



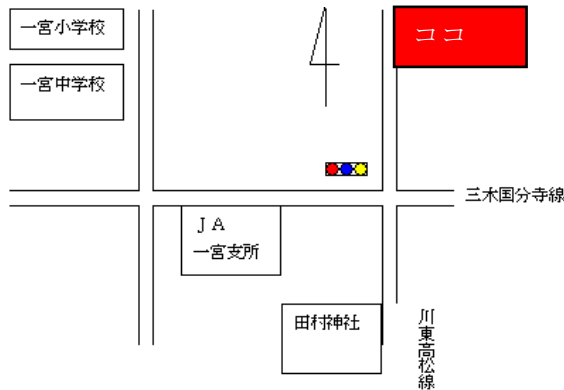
- ② **女木コミュニティセンター**（女木町 203-1）
TEL 087-873-0101



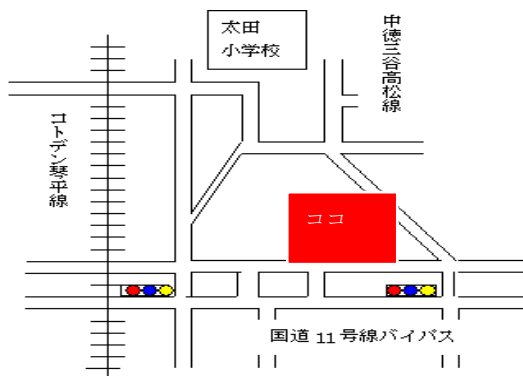
- ③ **屋島コミュニティセンター**（屋島中町 449-1）
TEL 087-841-6927



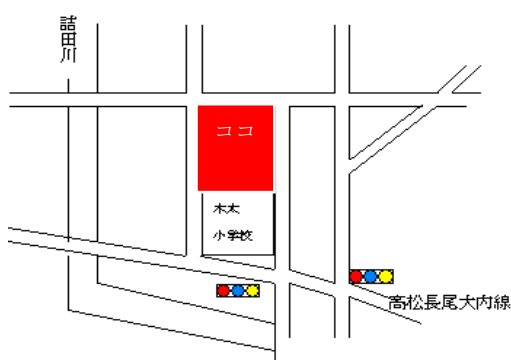
- ④ **一宮コミュニティセンター**（一宮町 838-1）
TEL 087-886-4793



- ⑤ **太田コミュニティセンター**（伏石町 2071-16）
TEL 087-867-1139



- ⑥ **木太コミュニティセンター**（木太町 3480-2）
TEL 087-834-5547



- ⑦ **塩江コミュニティセンター**（塩江町安原下第2号 1645）
TEL 087-897-0137



第6次高松市総合計画(仮称)【素案】について パブリックコメントを実施します！！

現在、高松市のまちづくり及び市政運営の基本方針として、平成28年度を始期とする新しい総合計画の策定作業を進めています。

今回、この総合計画の素案をとりまとめましたので、内容につきまして、市民の皆様から御意見・御提案をいただき、計画に反映させるものです。

募集期間

平成27年7月1日(水)から平成27年7月31日(金)まで

「第6次高松市総合計画(仮称)【素案】」については、
下記の場所などで閲覧が可能です。

また、御意見等の提出様式についても入手できます。

- 高松市ホームページ
(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/24794.html>)
- 市役所(案内所(1階)、政策課(4階)、情報公開コーナー(11階))
- 各支所・出張所等



【御意見の提出方法】

高松市市民政策局政策課に提出してください。

(持参される場合は、平日の8時30分から17時15分までをお願いします。)
また、郵送やFAX、電子メールでも提出できます。

- 郵 送 〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号 高松市役所4階 市民政策局政策課
- FAX 087-839-2125
- 電子メール seisaku@city.takamatsu.lg.jp



【御意見等の公表】

お寄せいただいた御意見等につきましては、住所・氏名等の個人情報を除き、原則として、公表します。

なお、御意見等をいただいた方に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

※ 個人情報の取扱い

皆様方から提出された御意見の公表は、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱い、管理します。

お問合せ先 高松市市民政策局政策課 087-839-2135

※印の項目については、お差し支えなければ、御記入ください。

氏 名	(フリガナ)
住 所	〒
※ 電話番号	

第6次高松市総合計画（仮称）【素案】について
（御意見等とその理由等についても記載してください。）

御協力ありがとうございました。

高松市市民政策局政策課 FAX 087-839-2125